

巻頭言：新時代を迎えた日中経済関係における貢献

# J+C ECONOMIC JOURNAL

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌

平成 30 年 7 月 25 日発行 / 毎月 1 回 25 日発行  
8 月号 (No.295)

AUGUST  
2018  
No.295

8

## 日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>



SPECIAL REPORT

# 日中平和友好条約 締結40周年

## 競争から協調へ 李克強総理来日を機に

**FOCUS**：地方交流を強化し、Win・Win協力の深化を  
—第3回中日省長知事フォーラムを終えて  
**中国ビジネス Q&A**：クロスボーダー人民元決済の進展



表紙写真：日中平和友好条約締結の翌年、1979年3月29日、東京での日中長期貿易取決め定期協議において、会談記録に署名する中日長期貿易協議委員会の劉希文主任（当時、左）と日中長期貿易協議委員会の稲山嘉寛委員長（当時、右）。1978年2月16日に北京において調印した日中長期貿易取決めの有効期間の延長と金額の拡大の問題について取り決めた。日中の互恵平等・有無相通の原則に基づく経済貿易関係の発展のための仕組みが着実に歩み始めた。（写真提供：日中長期貿易協議委員会）

1 巻頭言

新時代を迎えた日中経済関係における貢献

■渡邊健二 日中経済協会 常任理事、日本通運株式会社 代表取締役会長

2 FOCUS

地方交流を強化し、Win・Win協力の深化を  
 —第3回中日省長知事フォーラムを終えて

■李 小林 中国人民対外友好協会 会長

S P E C I A L R E P O R T

日中平和友好条約  
 締結40周年  
 競争から協調へ 李克強総理来日を機に

4 経団連ならびに日中交流促進実行委員会の日中交流活動について

■久保田政一 日本経済団体連合会（経団連）事務総長  
 日中国交正常化45周年・日中平和友好条約締結40周年交流促進実行委員会（日中交流促進実行委員会）事務局長

6 未来につなぐ日中エネルギー協力の精神  
 —日中経済協力40年の足掛かり—

■高見澤学 日中経済協会 調査部 部長

10 日中社会保障協定の署名「保険料の二重負担」の問題解消へ

■草 聡 外務省 アジア大洋州局・中国・モンゴル第二課 調査員

13 日中金融協力の強化 Win・Winの日中経済関係の深化

■井上寛樹 外務省 アジア大洋州局 中国・モンゴル第二課 事務官

16 日中第三国市場協力

■杉田定大 日中経済協会 専務理事

20 ユーキャンの中国での取り組みについて  
 教育分野を中心として（サービス産業における日中協力の事例）

■吉井文吾 成都生涯科技有限公司 副総経理

22 「日中長期貿易取決め」の成立と意義  
 —民間主導で目指した長期協力関係

■山本祐子 前・日中経済協会 事業開発部 部長

24 四川と日本の地方間協力で輝かしい明日の共創を

■尹 力 四川省人民政府 省長

26 中日関係発展の新たなチャンスを活かし、遼寧と日本の各分野での交流促進を

■応 中元 遼寧省外事僑務弁公室 主任

28 黒龍江省と日本は共に経済協力関係促進を一訪日を契機に

■趙 万山 黒龍江省商務庁 庁長

30 中国ビジネス Q&A

クロスボーダー人民元決済の進展

■久保満利子 三菱 UFJ 銀行 国際業務部 調査役

32 情報クリップ

第22回《走近日企・感受日本》中国大学生訪日団来訪 ほか

JCND A NEWS

2018年6月の日中東北開発協会の活動から

# 新時代を迎えた 日中経済関係に おける貢献



一般財団法人 日中経済協会 常任理事  
日本通運株式会社 代表取締役会長  
渡邊 健二

**当**

社は、1981年、我が国の物流企業として最も早く、北京駐在員事務所を開設いたしました。2018年3月末現在、現地法人30社、46都市で193拠点を有する規模となつています。中国地域では、日本とほぼ同様の

サービスを提供しているばかりでなく、東アジア特有の商品開発、業務も行っております。例えば、広州を起点とした自動車部品物流のミルクランサービス、フェリーを利用した日中韓複合輸送サービス等が挙げられます。17年には、中国最大の港湾運営会社である上海国際港務（集団）有限公司傘下の上港集団物流有限公司と業務提携いたしました。またカザフスタン鉄道ならびにその物流子会社のKTZ Expressとも業務提携を行うなど、両国および周辺各国との関係拡大のための施策も積極的に進めています。

13年、習近平国家主席により提唱され重点政策として推進されている一帯一路構想に関しては、クロスボーダーの輸送網を拡充し対応を進めてまいりました。その中でも中国・欧州間の鉄道輸送につきましては、15年10月より当社として独自の輸送サービスを開始し、17年は前年比約2倍の輸送実績となっております。中国政府は20年の運行目標を5000列車と掲げており、当社もさらなる取扱の拡大を目指して基盤を整備しているところです。

去る4月には日中ハイレベル経済対話が再開され、河野太郎外務大臣と王毅國務委員兼外交部長との間で、マクロ経済政策、日中間の経済分野における協力と交流、第三国における日中協力、東アジアにおける経済連携と地球規模課題への対応、という4つの議題で活発な意見交換が行われました。これを受けて日中経済関係は新時代に入り、より一層の発展が期待されます。特に第三国における日中協力については、一帯一路政策に基づく中欧鉄道の物流活用もテーマとして掲げられています。両国のさらなる関係発展に向けて、当社としてもビジネスの拡大につとめていきたいと考えています。

今日までの中国での当社の拡大は、ひとえにパートナー、関係官署等のご協力とご指導、また各拠点で当社業務に従事するローカル社員の絶え間ない努力の賜物です。これに報いるべく当社は社会貢献活動として、奨学金制度の導入、当社社員による寄付講座等を行い、中国での物流人材の育成に積極的に取り組んでおります。また、当社は中国倉儲与配送協会保税倉儲分会の副会長企業となっており、新しい保税技術の提言等、保税物流の発展に向けて協力しています。

今後とも、日中両国の友好と持続的な相互発展のため、尽力していきたいと考えています。



FOCUS

# 地方交流を強化し、Win・Win協力の深化を 第3回中日省長知事フォーラムを終えて

■李 小林 中国人民対外友好協会 会長

中国から5省の省長、副省長および日本から7県知事が出席し、5月11日に開催された中日省長知事フォーラムには、李克強國務院総理と安倍晋三総理がそろって開幕式に出席するなど、両国関係における地方交流の役割が大きくクローズアップされた。この機会に、同フォーラムの成果と今後の発展展望について、中国側主催者である中国人民対外友好協会の李小林会長にご寄稿いただいた。

5月11日、当協会、中日友好協会と日本全国知事会が主催する第3回中日省長知事フォーラム(以下、フォーラム)が、北海道札幌市で成功裏に開催された。中国の李克強國務院総理と日本の安倍晋三総理がそろって開幕式に出席し、挨拶した。

中国からは尹力四川省省長、許勤河北省省長、唐一軍遼寧省省長、王文涛黒龍江省代理省長、呉忠琼江西省副省長、日本からは上田清司全国知事会会長・埼玉県知事、高橋はるみ



中国側司会を務める李小林会長

北海道知事、達増拓也岩手県知事、吉村美栄子山形県知事、川勝平太静岡県知事、石井隆一富山県知事、平井伸治鳥取県知事ら12人の省長と知事が出席し、それぞれ発言した。王毅中国國務委員兼外交部長、何立峰全国政治協商會議副主席兼國家發展改革委員會主任、堀井学外務大臣政務官ら両国政府高官を含む中日双方150人余りが参加した。私は上田会長とともに、中日主催者を代表して挨拶したほか、フォーラムの共同司会を務めた。

中日省長知事フォーラムは当協会と日本全国知事会が、両国の省長知事の40年近くにわたる定期相互訪問を基礎として創設した最高レベルの双方向の地方交流・協力のプラットフォームである。今年の中日平和友好条約締結40周年にあたり、今回は李克強

総理訪日における重要日程の一つとして、中日関係の持続的改善という大きな流れのもとで成功を収め、中日地方交流・協力の重要性を一層明確に示し、まさに時宜にかなったものとなった。平和・友好の発揚、中日の地方協力の深化と発展を主題とし、「省エネ、環境保護と技術イノベーション」、「観光プロモーションと地方経済振興」、「防災減災と持続可能な発展」という3つの議題について省長と知事が議論を深め、広範な共通認識を得た。今回のフォーラムは、中日の地方政府・自治体が相互信頼を深め、交流を強化し、協力を促進する会議であり、地方協力を新段階へと押し上げ、中日関係の持続的な改善を支援するうえで、以下3点のポジティブな役割を果たした。

(1) 中日地方交流・協力の方向性を

明確にした。李克強総理は、地方交流・協力は中日関係の重要な構成部分であり、両国の民間友好を推進する重要なチャンネルであるとし、中国各省は、日本の地方と先端技術、ハイレベル製造業、現代農業等の分野での協力を望んでおり、日本の地方、企業が中国の質の高い発展に向かうプロセスに積極的に参画し、Win・Win関係を築くことを歓迎する、と語った。安倍晋三総理は、日中両国の友好都市交流は絶えず発展し、両国の平和友好的発展の源として友好の絆を途切れることなくつなぎとめてきたとし、双方はより一層地方往來の活力を引き出し、少子高齢化、地方の経済振興、観光振興等の分野で協力を強め、両国の戦略的互惠関係を発展させていくことが重要だと述べた。

(2) 地方交流・協力の深化について

広範な共通認識を得た。双方は、両国の地方が Win・Win 関係を堅持し、それぞれの優位性を発揮し、省エネ・環境、ハイエンド製造、医療・高齢者福祉、現代農業、防災減災等の重点分野で新しい交流のハイライトをつくり、地方協力関係の水準と段階を一層引き上げること、また、両国国民の双方向交流、特に青少年交流に力を注ぎ、友好事業の後継者を育成し、中日関係の改善・発展のために民意を強固にすることで認識が一致した。

(3) 地方間の緊密な交流を実務的に実施するための良き契機となった。中国側の5人の省長、副省長は、それぞれ代表団を率い、日本の関係者と密接な交流を行った。四川、遼寧、黒龍江省が東京で各省ごとの経済交流懇談会、投資貿易・経済協力説明会を開催したほか、江西省は札幌と京都で観光説明会を実施した。また、四川、河北、遼寧、黒龍江省の代表団は、それぞれが友好都市を訪問し、記念活動への出席のほか、座談会や写真展を開催した。札幌での会議期間中は、中日の省長と知事があらゆる機会を利用して積極的に交流し、協力プロジェクトについて語り合い、実務的な成果を上げた。

フォーラムの中国側主催者代表とし

て、改めて両国の地方交流と協力について希望を述べた。

(1) 中日友好の大局をしっかりと捉える。今年は中日平和友好条約締結40周年である。同条約は、初めて法律の形式により中日共同声明の各原則を確認し、中日という一衣帯水の重要な隣国のために平和、友好の大きな方向性を確立した。中日関係の発展は必ずしも順風満帆ではなかったが、事実が証明している通り、中日友好協力は両国と両国人民の根本的な利益と合致している。李克強総理の日本訪問成功は、中日関係が正常な発展軌道に戻るよう押し進める力となった。両国の地方および社会各界の友人には、条約の精神を思い起こし、良き伝統を大切に、友好の大局を胸に抱き、両国関係が長期にわたり安定的に発展し、両国人民が世代を超えて友好であり続けるために、より大きな力で貢献していただきたい。

(2) 民心が通い合う新境地を創造する。習近平主席が何度も強調しているように、国の交わりは民が相親しみ合うことにあり、民の親しみは心が通い合うことにある。中日友好の根は民間にあり、双方が長年にわたって築いてきた多層的で全方位で幅広い領域の民間交流・協力は、民を以て官を促し、

官民が連携するための役割を十分に果たしている。これは中日関係の独特な優位性であり、絶え間ない前進の重要な原動力である。両国はそれぞれ2020年と22年に夏と冬のオリンピックを開催するが、これは密接な人の交流の好機である。両国の地方には、両国の民心が通い合う活動をより多く実施し、両国人民の相互理解と友好的な感情を絶えず増進して欲しい。

(3) 中日地方協力の Win・Win 関係の新ハイライトを築く。今年は正に中国の改革開放40周年。習近平主席がボアオ・アジアフォーラム2018年次総会において、中国は開放拡大の断固たる決心を堅持すると世界に向けて宣言し、過去40年の中国経済の発展は開放という条件のもとで得られており、中国経済が未来に実現する質の高い発展も、さらなる開放のもとで実行されると強調した。これは経済のグローバル化を推進し、世界各国人民の幸福につながるものであり、世界各国にとって巨大なチャンスである。中日は世界第2、第3の経済体であり、両国経済の相互補完性は強く、革新的発展、民生改善、「二帯一路」の共同建設、第三国市場の開拓、ハイエンド製造等の分野での協力には巨大なポテンシャルがある。両国の地方には、

関連分野で新しい交流ハイライトを築き、双方の交流・協力を新たな段階へ押し上げることを望みたい。

中国人民対外友好協会と中日友好協会は、中国の対日民間外交の重要な窓口であり、日本の各関連団体、地方および各界の友人と一緒に、時代に伴い前進し、中日省長知事フォーラムを継続して成功させ、フォーラムのメカニズムと内容を絶えず豊かにしていきたい。また、当協会がイニシアチブを取るその他の中日民間、地方、経済界の交流メカニズムとも効果的につなげ、両国の地方の友好交流を強化し、実務的協力を深化させるため、力強くサポートしていきたい。私は、第3回フォーラムの成功および両国地方のたゆまぬ努力を基礎として、中日の地方交流・協力が、必ずや新たな一頁を開き、両国の地方経済社会の発展のためにより多くの有利な条件を創造し、両国人民により多くの福祉をもたらす、中日関係の正常な軌道への復帰と長期的かつ安定した関係のために、より多くの正のエネルギーを注いでくれると確信している。心と手をつなぎ、交流・協力を深化させ、引き続き友情をはぐくみ、Win・Win 関係のすばらしい未来を共に創り上げていくことはありませんか。

第3回中日省長知事フォーラムでは活発な議論が行われた



日中国交正常化45周年、日中平和友好条約締結40周年にあたり、経済界では、各界の協力を得て日中交流促進実行委員会を設置し、様々な分野の交流行事を推進している。今年5月の李克強総理来日時には、実行委員会主催により、歓迎レセプションを開催したほか、経団連主催で日中韓ビジネス・サミットを開催し、日中韓3カ国の経済関係においても、連携協力推進の機会を得た。

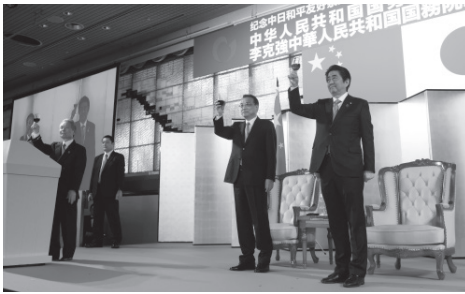
# 経団連ならびに日中交流促進実行委員会 の日中交流活動について

久保田政一

日本経済団体連合会（経団連）事務総長  
日中国交正常化45周年・日中平和友好条約締結40周年  
交流促進実行委員会（日中交流促進実行委員会）事務局長

2年にわたる周年記念事業推進へ、日中交流促進実行委員会が発足

日中両国は1972年に国交を正常化するともに78年に平和友好条約を締結し、以来あらゆる分野において、友好的で互恵的な関係を発展させてき



李克強総理歓迎レセプション：李克強総理（中央）、安倍総理（右）とともに乾杯する榊原経団連会長（左）



李克強総理歓迎レセプションには、日中双方から約1,400人が出席（都内ホテルにて）

た。近年、日中関係は必ずしも良好でない時期があったが、首脳会談や閣僚会談の開催など、両国関係者の尽力のもと、関係改善が図られてきた。こうした中、2017年に日中国交正常化45周年、18年には日中平和友好条約締結40周年という節目の年を機に、

両国間の交流と相互理解の一層の推進に向けた記念行事を実施するため、「日中国交正常化45周年、日中平和友好条約締結40周年交流促進実行委員会（以下、実行委員会）」が設立

された。実行委員会は、外務省をはじめ関係省庁との連携のもと、経団連をはじめとする経済団体や日中友好団体など各界の協力を得て17年4月に発足した。委員長には榊原定征経団連会長（当時）が就任するとともに、福田康夫元総理、二階俊博自由民主党政幹事長には最高顧問に就任いただいている。

実行委員会は、オールジャパンの体制で2年間にわたり記念事業の実施や、日本側が実施する事業の認定等を通じて、様々な交流行事を推進すべく活動を行っている。日中の各分野の機関や団体が企画、実施する記念行事のうち、周年の趣旨にふさわしいものを周年行事と認定し、行事の広報媒体（ポスター、パンフレット、ウェブサイト、看板、垂れ幕等）に、CJロゴマーク（図

1）の使用を認めるとともに、外務省ホームページの公式イベントカレンダーに掲載するなど、機運の醸成に努めている。

17年1月以降、これまで認定された行事は584件（18年6月15日現在）。当初は在中国日本大使館・観光局など、政府系の申請が多数を占めていたが、徐々に一般団体の申請が増加し、現在は半数以上が民間による行事となっている。開催地は中国が約6割。分野は多岐にわたるが、文化交流が最も多く、次いで青少年、経済、観光分野が続いている（図2、表1）。

**実行委員会主催事業 李克強  
國務院総理歓迎レセプションに  
は約1400人が参加**

実行委員会でも、周年記念行事の1環として、5月10日、國務院総理として8年ぶりに来日した李克強総理の歓迎レセプションを、関係団体との共催により都内で開催した。レセプションには、安倍晋三内閣総理大臣をはじめ、日中双方の各界から約1400人が参加する盛大なものとなった。

榊原実行委員長（当時）は歓迎挨拶において、両国が長年にわたる交流を通じて緊密で互恵的な関係を構築してきたことを強調するとともに、就任後初めてとなる李総理の訪日は、新しい

日中平和友好条約締結40周年 —競争から協調へ 李克強総理来日を機に

表1 2017年の主な認定周年行事

交流分野	実施日	行事名	主催者	開催国・場所
経済	6月13～16日	日中グリーンエキスポ 2017	経団連、JETRO、中国国貿促、中国環境保護産業協会	中国・北京 国際展覧中心
経済	11月20～26日	2017年度日中経済協会合同訪中代表団	日中経済協会、経団連、日本商工会議所	中国・北京 / 広州 / 深圳
経済	12月4、5日	第3回日中企業家及び元政府高官対話 (日中 CEO 等サミット)	経団連、中国国際経済交流センター	日本・東京 ホテル椿山荘
文化	3月18～20日	松竹大歌舞伎北京公演	国際交流基金	中国・北京 天橋芸術センター
青少年	5月13～16日	日中大学フェア&フォーラム in CHINA 2017	科学技術振興機構	中国・上海 / 杭州
観光	2月18、19日	日本観光展 in 北京	日本政府観光局	中国・北京
スポーツ	10月7日	日中友好卓球大会	日本中国友好協会、東京華僑総会、東京華助中心	日本・東京有明スポーツセンター
地方間	7月13日～12月15日	北京市石景山区友好交流 20周年記念事業	板橋区、板橋区文化・国際交流財団	日本・東京 中国・北京
映画	4月16～23日 6月17～26日 10月20～26日	2017 北京 / 上海・日本映画週間 2017 東京・中国映画週間	NPO 法人日中映画祭実行委員会	中国・北京 / 上海 日本・東京

図1 CJマーク

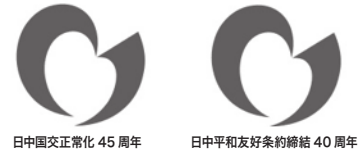
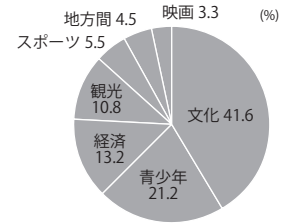


図2 認定周年行事の分野別シェア



日中韓ビジネス・サミット：日中韓 3カ国首脳と経済団体首脳。3カ国の経済団体が共同声明を取りまとめ、3カ国首脳に手交 (左から韓国、日本、中国)



日中韓ビジネス・サミット：日中韓の経済団体が、今後の協力方策などで意見交換 (奥から中国、日本、韓国)

経団連、中国国際貿易促進委員会 (貿促会)、韓国の大韓商工会議所の共催により、5月9日に経団連会館で第6回日中韓ビジネス・サミットを開催した。

これを機に、李総理は、双方の指導者が定期的に交流することが両国関係発展の基盤になると指摘した上で、「双方の発展戦略をつなぎ合わせ、実務協力も深化させていく」と表明した。さらに、日中平和友好条約締結40周年を新たな出発点として、日中関係の長

期のかつ安定した発展を実現していきたいとし、「友好平和発展こそが両国の共通利益であり、国際社会からも期待されていることである」と強調し、新時代の協力関係構築に向けた両国首脳

の強い期待と意欲を感じられる有意義な機会となった。

実務委員会では、各分野で展開される交流行事を支援するとともに、引き続き、主催行事を適時実施していく。

日中韓ビジネス・サミットも開催、3カ国間の連携、経済関係強化も

世界経済の牽引役として期待されるアジアが持続的成長を実現していくうえで、日中韓の果たす役割はきわめて大きく、その基盤として、安定的かつ未来志向の政治・外交関係の構築が進むことが強く期待される。経団連としても、両国経済界と連携し、貿易・投資交流をはじめ経済協力の一層の発展に引き続き取り組んでいく所存である。

李克強総理の来日では、日中首脳会談とともに、韓国の文在寅大統領と3首脳が参加する日中韓サミットが2年半ぶりに開催された。日中韓の経済界は、09年以来、日中韓サミットにあって日中韓ビジネス・サミットを共催している。今回も、

日中韓ビジネス・サミットも開催、3カ国間の連携、経済関係強化も

日中韓ビジネス・サミットでは、討議の結果を共同声明として取りまとめ、3カ国首脳に提出しており、来賓として出席した安倍総理、李克強総理、文在寅大統領に直接手交した。3首脳からは、日中韓3カ国の関係強化に向けて、先端技術、環境、健康・医療、観光、金融といった様々な分野での協力や、第四国市場での企業間協力等を通じた、経済関係の一層の推進に強い期待が示されるとともに、日中韓FTAやRCEP交渉加速化に向け

た決意が述べられた。

会議には、日中韓の経済界トップ約50人が出席し、3カ国が共通して抱える課題として、今回は、「包摂的成長」とその原動力である「イノベーション」を取り上げ、各国の取組事例や今後の具体的な協力方策について忌憚のない意見交換を行った。



「日中平和友好条約締結」、「中国改革開放」、「日中長期貿易取決め締結」と、3つの40周年を迎えた今年、日中経済関係は大きな転換期を迎えている。知られざる部分も含め、日中エネルギー協力が果たした日中経済関係への役割を振り返りつつ、今後の日中経済協力の発展に対する期待を述べてみたい。

# 未来につながる日中エネルギー協力の精神 —日中経済協力40年の足掛かり—

高見澤学 日中経済協会 調査部 部長

はじめに

2018年は日中友好条約締結40周年であると同時に、中国の改革開放40周年であることは、一般的にもよく知られている。我々日中経済に携わる者にとって、ここにもう一つ「日中長期貿易取決め」締結40周年という記念すべき節目の年であることを忘れることができない。

この日中長期貿易取決めは、同時に始まる日中石油共同開発と共に両国間のエネルギー協力の幕開けの象徴であると同時に、政府開発援助(ODA)や資源開発バンクローン等、その後の日本の対中資金協力にもつながる重要な経済協力の枠組であった。現在の中国経済の発展には、こうした日中間の経済協力が少なからず貢献してきていること、また日本企業の対

中進出の足掛かりになったことは厳然たる事実として認識されるべきであろう。

## 1. 「日中長期貿易取決め」によるエネルギー取引

「日中長期貿易取決め」(以下「LT取決め」)が締結されたのは1978年2月である。締結の経緯や内容など詳細については本誌特集で後述されているので省略するが、日中間のエネルギー協力としての意義については、他のプロジェクトと共に本項で述べておきたい。

日本が中国の大慶油田から原油輸入を始めたのは、日中国交正常化後間もない73年4月のことである。当初の原油取引は、日本経済の不況などの原因もあって、取引数量には安定感を欠くものであった。また、中国が

らの石炭輸入については、日本の一般炭の海外からの輸入禁止措置や日中間の政治的トラブルなどの理由もあって、取引交渉は難航していた。

74年、日本では第1次オイルショックによる石炭資源への見直し機運に伴い石炭輸入禁止措置が緩和されると、日中経済協会をはじめとする日本経済界と中国政府との間で粘り強い交渉が続けられ、その結果、大慶原油取引を含めた形で、「LT取決め」の枠組下で中国からの原油と石炭の安定的な輸入が始められることになった。

この「LT取決め」の基本理念は、中国から石油(原油)と石炭を日本へ輸出し、中国はそれで得た外貨によって日本から先進的な技術設備を輸入するという長期安定的な相互補完の貿易体制を確立するものであ

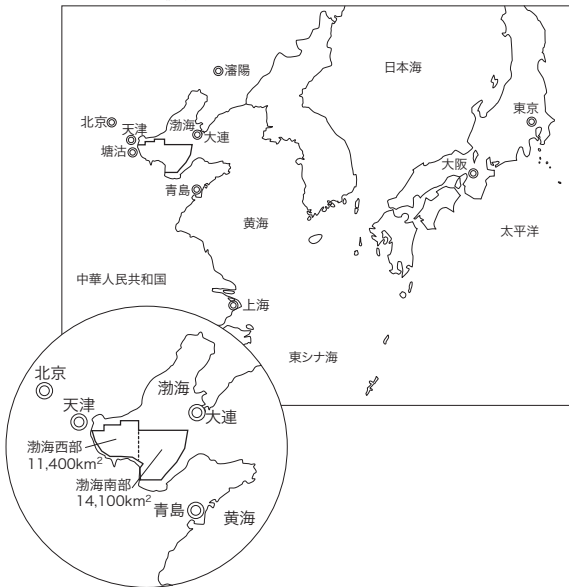
る。「LT貿易取決め」による日中エネルギー協力は、当時の時代の要請に応えるものであった。中国に数多くある油田の原油の中で、日本が特に大慶原油と希望したのは訳があった。当時、日本は高度経済成長期で、高い経済成長を遂げる反面、深刻な環境汚染に悩まされており、大気汚染に対する環境規制が厳しくなる中で、低硫黄原油である大慶原油への期待は大きく、特に発電には欠かせない存在となっていた。

また石炭については、膨大な埋蔵量および近距離というメリットを活かして、安価で良質、さらには急な需要にも短時間で調達可能な中国炭への期待は高かった。取引の過程で、中国側の供給する石炭の品質維持や納期遵守に対する認識も高まり、貿易の国際化も進展していった。

こうしてLT取決め下での大慶原油および石炭の取引は徐々に拡大し、日本にとって中国は、80年代から90年代の日本経済を支える重要なエネルギー供給基地として位置付けられるようになった。しかし90年代後半以降、中国の高い経済成長を背景に中国国内でのエネルギー需要が急速に増大し、まずは原油、そして石炭の輸出余力が次第に低下していった。



図1 渤海湾の日中石油共同深鉱開発事業の当初の地震深鉱対象地域



日中石油共同深鉱開発試掘1号井出油テスト成功の瞬間

## 2. 日中経済協力の幕開け—渤海湾での日中石油共同開発

LT取決めと同時期に始まったのが、日中石油共同開発プロジェクトである。78年7月、石油公団（現・石油天然ガス金属鉱物資源機構（JOGMEC））の視察団が中国を訪問、翌79年10月に渤海湾での石油開発に係る基本合意がなされた。これにより、80年から00年9月までの約20年間にわたり、日中石油探鉱開発協力が行われた。

改革開放当初、中国では文化大革命の影響を受け停滞していた経済を早急に立て直す必要に迫られていた。一方、日本では70年代の2回のオイルショックによる原油価格の高騰および

エネルギー安全保障の観点から、原油調達のリスク分散と自主開発による石油資源の確保が喫緊の課題となっていた。中国にとっては、経済発展のための海外の先進的技術・設備とその導入資金となる外貨が必要であり、日本としては中東以外からの石油確保が求められていたのである。

こうした状況下での日本の石油開発政策は、石油の大量消費国としての国際的責務の履行という観点から、  
①安定的原油供給源の確保 ②日本自らの産油国における石油開発事業の実施による産油国との関係緊密化、  
③世界の原油供給力増大への貢献という3点を目的に実施されていた。こうした意味で、渤海湾での共同石油開発は、日中双方がお互いに求

めるものが噛み合った相互補完関係にある一大プロジェクトであった。同プロジェクト資金は、探鉱段階（石油資源の有無を確認する探査、発見した場合の採算性評価等）は日本側100%、開発段階（開発井をはじめとする開発施設建設）は日本側49%、中国側51%、生産段階（原油生産）は中国側100%と、日中双方がフェーズに応じて共同出資するプロジェクトであった。しかし、このうち中国側負担51%の開発資金は、後述する日本輸出入銀行による資源バンクローンの1050億円が充てられた。つまり、基本的には日本側が大きなリスクを背負う形の契約となっていたのである。当時、資金的にも技術的にも優位な立場にあった日本側がリスクを負うのは当然の帰結であったかもしれない。

2/4E油田が90年6月、BZ34-4W構造が93年11月であった。うち、BZ34-4W構造は本共同石油開発事業として唯一コスト回収が完了したプロジェクトではあったが、他の油田はいずれも極めて厳しい状況に陥っていた。

## 3. 円借款と資源バンクローン

（1）エネルギーインフラ整備—対中円借款の活用  
これまで日本は、中国の経済成長を支援するため、様々な形で資金協力を行ってきた。79年から始まった対中円借款は、

中国への政府開発援助（ODA）の大部分を占めている。その融資総額は3兆3165億円（17年末）にものぼっている。供与については、当初は海外経済協力基金（OECF）、その後99年から国際協力銀行（JIBC）を通じて行われており、2007年度を最後に新規供与は行われていない<sup>注</sup>。

共同探鉱作業の結果として、埕北（Cheng-bei）油田、BZ（渤海）28-1油田、BZ34-2/4E油田およびBZ34-4W構造の「3油田1構造」が開発の対象となり、生産段階へと進んだ。これら油田・構造に係る日本側の権益は、契約により商業生産開始から15年とされた。それぞれの生産開始時期は、埕北油田が85年10月、BZ28-1油田が89年5月、BZ34-

対中円借款は、01年度以降は環境整備や人材育成、貧困対策等の限られた分野での事業に絞られたが、79～84年の第1次円借款、84～89年の第2次円借款、90～95年の第3次円借款、96～00年の第4次円借款までは、大同（山西省）／秦皇島（河北

省)間の鉄道建設事業をはじめとする石炭輸送鉄道の建設や、連雲港・青島港の拡充事業等石炭積出港の整備などが多数含まれていて、こうしたエネルギーインフラ関連の融資は、対中円借款全体の27・3%に相当する9061億円となっていた。

石炭の輸送インフラの整備は、前述のLT取決めの下での石炭取引の支援も重要な目的の一つであった。現在、中国の石炭輸送は鉄道・港湾整備が進み、かなり改善されているが、以前は中国の経済発展のボトルネックなどとも言われていた。

## (2) 油田・炭鉱開発資金の供与―資源開発バンクローン

中国から原油および石炭を輸出する国家間・産業界間の仕組みの構築、それらを輸送するインフラの建設、さらには渤海湾での共同石油開発プロジェクトの実施に加え、中国の経済発展に必要なエネルギー資源を十分に確保することが、日本へのエネルギー資源の安定供給を保障することにつながるなどの認識に立ち、中国国内の油田・炭鉱開発への支援を行うこととなった。資源開発にあたっては、高度な技術・設備や先進的な経営管理手法のほか、何よりも膨大な資金が必要となる。

改革開放当初、中国政府から日本

政府に対し油田・炭鉱開発への資金協力要請がなされていた。また、日本の産業界からは大慶原油や原料炭の輸入に対する期待が高まっており、さらには将来的な一般炭需要の増加も予測されていた。このため、日本政府は、ODAとは別枠の資金協力の形を模索・検討し、その結果、資源開発バンクローンと称して、政府資金を日本輸出入銀行(当時)を通じて油田・炭鉱開発のための資金として供与することとなった。

この資金は中国国内の油田・炭鉱開発のためのアントайд融資で、当時の日本の開発途上国に対する経済協力の中では「その他の政府資金(OOF)」と呼ばれるものの一つであった。一般的には、対中円借款は広く日本国民にも認知されているところだが、この資源バンクローンについては、日本のみならず供与された中国側でも

ほとんど知られていない。

資源開発バンクローンは3回にわたる覚書が調印された。第1回は79年5月で、既にLT取決めの締結により日中間の石油・石炭取引が始まり、渤海湾での共同石油探鉱開発の交渉が行われていた時期でもある。この

時の覚書では、勝利油田や渤海湾油田等の油田開発、ならびに山東省鮑店や山西省西曲等の炭田開発に総額4200億円の供与が合意されている。第2回は84年12月で、LT取決

めによる取引や渤海湾での共同石油開発プロジェクトが順調に進められていた時期である。大港油田南堡油田や大慶周辺等の油田および山西省東曲、新疆ウイグル自治区ジュンガルの炭田の開発に総額5800億円の供与が約束された。第3回目は92年6月である。92年2月の鄧小平氏による南巡講話が発表されたことで、89年6月の天安門事件で一時成長が滞っていた中国経済が再び活気を取り戻し、日中間の貿易額や日本の対中直接投資額は大きく増加、92年4月には江沢民総書記が来日するなど、日中関係は比較的良好な時期であった。

この時の供与総額は7000億円で、対象案件には大慶、勝利、新疆等の陸上油田、南海、渤海等の海上油田、

および陝西省、山西省等の炭田が含まれていた。

このように3回にわたる総額1兆7000億円の低利融資覚書が、中国の経済発展を支えるエネルギーの供給源となる主力油田や大型炭鉱の開発に活用されてきたのである。

## 4. エネルギー協力から省エネ・環境協力へ―プロジェクト終焉と現在

(1) 原油安、円高、生産量低下の三重苦―日中共同石油開発の終焉

石油資源調達やそれに伴う経済的効果の面から、渤海湾での日中共同石油開発プロジェクトに対する期待は高かったものの、86年の逆オイルショックによる原油価格の下落と85年のプラザ合意による急激な円安ドル高が、このプロジェクトの採算性を悪化させていった。また、渤海油田の地質構造の複雑さから、油田からの原油生産量が急速に低下し、増産措置に伴うコストも次第に増えていった。

結果として、埋北油田の権益が期限を迎える00年9月をもって渤海湾での全てのプロジェクトは終焉することとなった。現在、渤海湾では、中国海洋石油総公司(CNOOC)による原油生産や新たな油田の探鉱開発が進められている。



資源バンクローンで開発された平朔安家嶺露天掘り炭鉱(山西省平朔市)



(2) 歴史的役割を十分に果たした  
LT取決め

年間771万トンの数量で始まった大慶原油の取引は、90年の年間950万トンをピークに取引数量は徐々に低下、99年には500万トンを割り込み、03年の300万トンをもって取引は終了した。

一方、順調に取引数量を伸ばしていた石炭取引だが、それが減少し始めたのは、00年に入ってからのことである。原料炭は02年の615万トン、一般炭は01年の1117万トンをそれぞれピークに徐々に減少し、15年度をもって一般炭の取引は終了した。現在ではわずかな原料炭の取引が続いているに過ぎない。

原油および一般炭の取引が終了した現在、LT取決め下でのエネルギー資源取引の意義はほとんど失われ、その歴史的な役割は十分に果たされたといえる。

### (3) 順調に資金回収が進む円借款

高度経済成長を遂げ、世界第2位の経済大国となった中国に対し、すでにODAによる支援はその役割を終え、一般無償資金協力は06年度、円借款は07年度の新規供与をもって終了した。現在は技術協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力などを限

定的に実施しているのみである。

これまで承諾された対中円借款の総額3兆3165億円のうち、18年3月末時点での貸付実行総額は2兆9322億円、元本回収額は1兆7905億円で回収率は61・1%に達し、貸付残高は1兆1417億円となっている。

一方、アンタイドの資源バンクローンの供与は92年の第3回契約をもって終了、その役割を終えてから既に26年の歳月が経過している。

### (4) 相互補完関係の変化への対応

中国の改革開放以降、長きにわたって続いてきた日中エネルギー協力は、日中両国をめぐる経済情勢を如実に反映してきた。これまで日本が中国に供した資金、先進技術・設備や生産管理手法などは決して半端な量ではない。経済的には失敗とされる渤海湾での日中共同石油探鉱開発プロジェクトも、その後の日本企業の対中進出の足掛かりになったことは間違いない。中国の海洋油田開発技術の向上に重要な役割を果たしたという面では高く評価されるべきである。

また、改革開放当初の「エネルギー資源の生産国かつ輸出国」の中国、「エネルギー資源の大量消費国かつ輸入国」の日本という40年前の構図は、中

国が経済発展と共に日本と同じように「エネルギー資源の大量消費国かつ輸入国」へと変貌し、日中両国の間では次第に従来の相互補完関係が成り立たなくなってきたことも指摘しておくべきだろう。

高度経済成長の陰で、中国はエネルギー資源の浪費と環境汚染に悩まされるようになり、省エネや環境汚染対策への海外との協力のニーズが高まり、日本に対しては先進的な省エネ・環境技術・設備の提供を求めるようになってきた。日本は60～70年代に既に高度経済成長期を迎え、同じように省エネ・環境汚染対策に苦慮し、課題を克服してきた経験がある。中国は既に過去の日本と同じような問題を抱え、日中両国は同じ「エネルギー資源の大量消費国かつ輸入国」としての立場から、相互補完性を見出す経済協力へと進まざるを得なくなっている。すなわち、両国企業のビジネスモデルの転換が必要となっている。

こうした00年前後に認識し始めた日中間の省エネ・環境協力だが、既に過渡期を迎えており、そして現在も試行錯誤を重ねながら新たなビジネスモデルの進化に取り組みつつある。

## 5. まとめ 今後の協力に向けて

過去40年の間に日中それぞれの社会状況や両国を巡る国際情勢は大きく変化した。政治的には東西冷戦が終結して対立の構図がより複雑化し、経済的には新興国の台頭や一部先進国における保護貿易の動きが生じ、社会的には情報通信技術の進歩によって第4次産業革命を迎えるなど、多方面で情勢が大きく変化してきている。従来の先進国と発展途上国の概念、あるいは第1～3次産業といった産業構造も大きく変わりつつあり、新たな概念の創出が求められている。

日中経済関係の歴史は大きな転換期を迎えており、その激動のなかで新たな日中経済協力のあり方を生み出す必要に迫られている。40年の歴史を知る人々が少なくなる中、次の世代を担う若者には、新たな日中経済協力の歴史を刻んでもらいたい。

注1.. 08年10月以降、有償資金協力は独立行政法人国際協力機構(JICA)から開発途下国に供与されている。

### 《参考文献》

◆高見澤孝著『新時代の能源フロンティア』リポロ、07年9月

◆『中国の石油開発と諸外国の協力』日中経済協会、1982年4月

今年5月9日、東京において「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（以下「日中社会保障協定」）の署名が、安倍晋三内閣総理大臣および李克強中国国務院総理の立ち会いの下、河野太郎外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との間で行われた。日中平和友好条約締結40周年の今年に本協定が署名されたことは、日中双方の経済界に前向きなメッセージを発信するものであった。今後、日中両国は本協定の早期発効に向けて所定の手続きを行っていくこととなっている。

本稿では、まず中華人民共和国（以下「中国」）の社会保障制度の概要をおさらいした上で、我が国が他国と結んでいる社会保障協定の意義にも触れつつ、今回署名された日中社会保障協定の内容について要綱を述べる。

# 日中社会保障協定の署名 「保険料の二重負担」の問題解消へ

草 聡 外務省 アジア大洋州局中国・モンゴル第二課 調査員

## 1. 中国の社会保障制度

### (1) 概要

中国の社会保障制度は、1951年に「労働保険条例」が制定され、都市部において政府機関や国有企業等の従業員に対する年金給付、医療給付等が制度化されたことに起源を有する。以降、年金、医療、失業、労災および出産の保険制度ごとに条例等に基づいて制度化され、2010年10月に中国の社会保障各制度の基本法となる「社会保険法」が成立し、翌年7月に施行された。同法では、中国の社会保険の規範化、

国民の権益保護および発展の成果を共に享受すること等の基本原則を述べた上で、上記5つの保険制度について加入対象、加入手続、保険料負担、

保険待遇等を規定するほか、社会保険基金の管理方法、政府による監督および罰則等について規定している。

中国では広大な国土と膨大な人口を抱えていることや経済格差の拡大など国民生活の状況は一樣ではないことから、日本のような単一的な社会保障制度の構築は難しいとされる。

中国の社会保障制度の対象は、都市部の経済水準の高い沿岸地域の者が中心であるも、農村部や社会的弱者

（老人、障害者、失業者、無・低収入者、出稼ぎ者、農民等）に対する社会保障制度の整備も徐々に進められている。

中国における政府の重要な行動計画である第13次五カ年計画（2016～20年）では、この5年間で全面的な「小康社会」（「ややゆとりのある社会」の意味）の建設において勝負を決する段階と位置づけられている。

### (2) 中国国内における外国人就業者への取扱

中国国内（香港およびマカオを除く）で就労する外国人（中国企業に

雇用された外国人就業者および外国企業から中国現地法人などに派遣されている外国人就業者）は、10年10月以降、同国社会保険法に基づき、同国の社会保険制度に強制加入している。中国の保険料率は原則として表1の通りであり、外国人就業者を含む企業関係者に「保険料の二重負担」の問題が生じている。

## 2. 我が国の社会保障協定

### (1) 社会保障協定とは

グローバル化の進展により、国際的な交流が活発化しており、我が国企業から派遣されて海外で就労する方や、将来を海外で生活される方などが年々増加している。企業が日本人従業員を海外に派遣した場合、中国のように、派遣先国において社会保険制度への加入が義務づけられることがあり、保険料を二重に負担しなければならない場合が生じている（「保険料の二重負担」）。同様に、日本に派遣される外国人従業員も、日本の社会保険制度に加入が義務づけられており、日本と派遣元国との間で保険料の二重負担が生じている場合がある。また、特に年金制度に関しては、派遣された国の制度から給付を受けるのに必要な加入期



表1 中国都市部における社会保険制度 (2016年末時点)

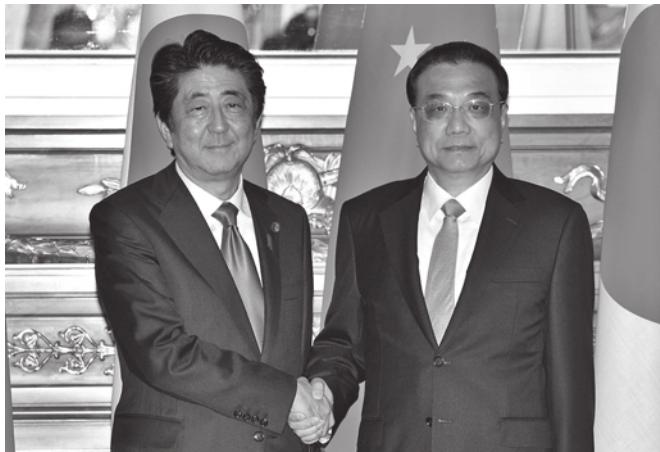
	年金(養老)	医療	失業	労災	出産
加入者	37,930万人 (2,569万人増)	74,392万人 (7,810万人増)	18,089万人 (763万人増)	21,889万人 (457万人増)	18,451万人 (680万人増)
基金収入	35,058億元 (5,717億元増)	13,084億元 (1,891億元増)	1,229億元 (139億元減)	737億元 (17億元減)	522億元 (20億元増)
基金支出	31,854億元 (6,041億元増)	10,767億元 (1,455億元増)	976億元 (240億元増)	610億元 (11億元増)	531億元 (120億元増)
基本積立金	38,580億元 (3,235億元増)	9,765億元 (1,651億元増)	5,333億元 (250億元増)	1,411億元 (126億元増)	676億元 (8億元減)
保険料上限率	20% 8%	6% 2%	1% 0.2%	平均0.5%	0.8%

(注1) 年金は被用者基本老齢保険のみを掲載。  
 (注2) 各項目の人数および金額について、下段は、前年との増減。  
 (注3) 保険料上限率は毎月の賃金に占める比率。また、上段は事業主負担、下段は企業従業員負担の料率。  
 (出所) 各種資料より筆者作成

表2 我が国の社会保障協定発効状況

協定が発効済の国	ドイツ、英国、韓国、米国、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク
署名済未発効の国	イタリア、フィリピン、スロバキア、中国

(注) 日・フィリピン社会保障協定および日・チェコ社会保障協定改正議定書は、今年8月1日に効力が生じる。  
 (出所) 各種資料より筆者作成



日中首脳会谈で握手する  
安倍晋三内閣総理大臣と  
李克強中国国務院総理

ある(表3)。  
 1 (2) に記載のとおり、中国国内(香港およびマカオを除く)で就労する外国人は、同国社会保険法に基づき、同国の社会保険制度への加入が義務づけられており、駐在員本人を含む我が国企業関係者は、「保険料の  
 (3) 日中社会保障協定の主な内容  
 ア 適用対象は年金制度  
 我が国については国民年金および

間を満たす前に帰国するなどのため、受給資格<sup>注1</sup>を得られないという問題が生じる(「年金受給資格の確保」)。社会保障協定は、これらの問題を解消することを主たる目的としている。

(2) 我が国の社会保障協定発効状況  
 18年5月時点における社会保障協定の発効状況は表2の通り。日本は21カ国と協定を署名済で、うち17カ国は発効済である。「保険料の二重負担防止」および「年金加入期間の通算」は、日本とこれらの国の間のみで有効である。

ただし、英国、韓国、イタリア、中国については、「保険料の二重負担防止」のみとなっている。

### 3. 日中社会保障協定

(1) 中国との社会保障協定締結の必要性

中国は我が国にとり最大の貿易相手国であり、日中間の経済関係は緊密かつ相互依存的である。製造業、卸売業等を中心に我が国企業は3万を超える拠点を中国に構えており、在留邦人数は12万4162人、日本在留中国人は87万8010人と経済交流に加え、多くの人的交流が

「二重負担」および「年金受給資格の確保」の問題を抱えており、我が国経済界を中心に、日中社会保障協定の早期発効への期待は極めて高い。  
 (2) 日中社会保障協定政府間交渉、これまでの経緯

我が国は、我が国企業関係者の保険料負担の軽減および経済界からの強い要望等を考慮し、11年5月、日中外交会談において中国側に対し日中社会保障協定の締結交渉の早期働きかけを行い、同年10月、北京において第1回日中社会保障協定政府間交渉が開催された。交渉は17年10月まで計8回に及び、その中には、我が国と中国との社会保障制度の違いを踏まえつつ、社会保障協定の対象となる両国の社会保障制度や協定の対象者等について協議するとともに、協定条文についても検討を進めた(表4)。

日中平和友好条約締結40周年である今年1月、日中外交会談において日中社会保障協定の内容に関し実質的な合意に至り、同年5月、李克強中国国務院総理の訪日の機会に、東京において署名が行われた。

表3 2011年以降の両国間の人的・経済的交流の推移

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
在留邦人数	140,931	150,399	135,078	133,902	131,161	128,111	124,162
進出日系企業拠点数	33,420	31,060	31,661	32,667	33,390	32,313	32,349
在留中国人数	674,879	683,452	699,154	734,506	785,982	843,740	878,010

(注) 各年12月末現在、2017年のみ6月末現在。2011年は外国人登録者数、2012年以降は総在留外国人数による。  
 (出所) 在留邦人数および進出日系企業拠点数は、各年の外務省海外在留邦人統計(各年10月1日現在)、在留中国人数は法務省在留外国人統計

表4 これまで実施した政府間交渉(日程および場所)

第1回政府間交渉	(2011年10月13日~14日、於:北京)
第2回政府間交渉	(2011年12月21日~22日、於:東京)
第3回政府間交渉	(2012年03月27日~29日、於:北京)
第4回政府間交渉	(2015年11月03日~06日、於:東京)
第5回政府間交渉	(2016年06月06日~08日、於:北京)
第6回政府間交渉	(2016年11月22日~25日、於:東京)
第7回政府間交渉	(2017年04月18日~20日、於:北京)
第8回政府間交渉	(2017年10月11日~13日、於:東京)

(出所) 各種資料より筆者作成

中国の年金制度にのみ加入することになる。なお、予見できない事情がある場合等において、5年を超えて中国で引き続き就労する必要性が生じた場合には、相手国の実施機関との協議の上、適用調整の延長が認められる可能性がある。

(4) 日中社会保障協定発効による保険料負担軽減効果

日中社会保障協定は年金制度を適用

厚生年金保険に関する法令について適用し、中国については被用者基本老齢保険に関する法令について適用することを定めている。

イ 強制加入に関する法令の二重適用の回避

本協定に基づき、5年以内の一時派遣は派遣元国の年金制度にのみ加入し、5年を超える場合は相手国の年金制度にのみ加入することとなる。日本人が駐在員として中国に派遣される場合は、中国への派遣期間が5年以下であれば、中国の年金制度への加入が免除され、日本の年金制度にのみ加入し続けられよ。また、派遣期間が5年を超える場合は、日本の年金制度への加入が免除され、

対象としている。正確な数値を算出するのは困難であるが、本協定の発効により、日本企業の全ての日本人従業員が全ての年金保険料を支払っているとは仮定すると、少なくとも年間数百億円規模の保険料負担の軽減効果があるものと推察される。

#### 4. 最後に

日中社会保障協定の発効について、我が国においては国会の承認が必要となる。また、協定の発効に先立ち、両国の権限ある当局等の間で協定の実施に向けた準備を進める必要がある。具体的には、申請用紙等の様式や手続等行政事務上の細目につき両国の権限のある当局間で合意し、こうした細目の決定を踏まえて、それぞれの国内において法令の整備等必要な対応を行うこととなる。

協定の実施のためのこれらの諸準備が日中双方で整った後に、両国間で、協定の効力発生のための手続きを行い、発効することとなる。現時点で発効時期は確定していないものの、両国首脳は、両国企業の負担軽減のため、協定の早期発効を目指すことで一致しており、日本政府としては、中国側と協力しつつ作業を進めている。

(本記事の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、日本国外務省の公式見解を示すものではない)

注1..年金を受ける場合は、保険料を納めた期間や加入者であった期間等の合計が一定年数以上必要であり、この年金を受けとるために必要な加入期間を「受給資格期間」という。日本の受給資格期間は10年、中国は15年である。

#### 引用・参考文献

- ◆日本年金機構、ホームページ  
<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20141125.html>
- ◆厚生労働省、2017年海外情勢報告(P268~282)  
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/18/>
- ◆外務省、海外在留邦人数調査統計統計表一覧  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22\\_000043.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html)
- ◆法務省、在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表  
[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_tourouku.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_tourouku.html)



日中平和友好条約締結40周年となる今年5月、中国の李克強総理が國務院総理として8年ぶりに来日し、9日、安倍内閣総理大臣との首脳会談を行った。首脳会談では、RQFII枠の付与、人民元クリアリング銀行の設置等の日中金融協力の深化について合意した。今回の合意内容は、我が国にとって対中人民元ビジネスを行う機会の拡大をもたらすのみならず、中国にとっては「人民元の国際化」や対外開放を進展させるものであると言えることから、今回の金融協力の強化は、Win・Winの日中経済関係をさらに深化させるものであった。

## 日中金融協力の強化 Win・Winの日中経済関係の深化

井上寛樹 外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第二課 事務官

### 8年ぶりの中国國務院総理の 来日と日中金融協力の強化

今年5月、中国の李克強・國務院総理が公賓として来日し、日中韓サミットや日中首脳会談等が行われた。中国國務院総理の訪日は、2010年の温家宝総理の訪日以来8年ぶりとなる。今回の首脳会談では経済関係の強化について多くの内容について一致し、日中金融協力についても強化されることとなった。具体的には、

- ① 我が国に対する2000億元のRQFII枠の付与、
- ② 人民元クリアリング銀行の設置、
- ③ 円⇄人民元通貨スワップ協定の早期締結、
- ④ 日系金融機関への債券業務ライセンス

の早期付与および中国市場参入の4点について一致した(表1)。

RQFII枠の付与や人民元クリアリング銀行の設置等については、15年頃から当局間で具体的な協議を続けてきた。12年以降の日中関係の悪化により、具体的な進展が見られない状況が続いたが、日中間の地道な努力を経て、今回の李総理の訪日および金融協力の強化が実現した。我が国にとっては、日中平和友好条約締結40周年の節目である今年に絶好のチャンスであった。

上述した①～④は、いずれも日系企業にとって対中人民元ビジネスを行うための環境を整備し、新たなツールをもたらす内容となっている。以下

では、この4点の内容を簡単に説明する。

### RQFII枠の付与

RQFII (Renminbi Qualified Foreign Institutional Investor、人民元適格外国機関投資家) 制度は、外国の機関投資家に対し、オフショア人民元(中国本土外で取引される人民元)で中国本土の金融商品(株式や債券等)に投資することを認めるものであり、11年末に導入された。中国証券監督管理委員会(認定を受け、17年7月までに総額1兆7400億元の投資枠が付与されている(表2)。これまで、我が国には投資枠が付与されていなかった

が、今回の首脳会談においてようやく2000億元の投資枠が付与されることとなった。この投資枠は、香港(5000億元)、米国(2500億元)に次いで3番目の大きさである。我が国の機関投資家にとって、人民元により中国本土へ投資するための新たなツールを得ることとなった。

### 人民元クリアリング銀行の設置

人民元クリアリング銀行は、オフショア(中国本土外)市場での人民元決済を行うため、中国が各国・地域に設置する銀行で、18年2月まで



日中首脳会談の様相

表1 日中首脳会談における日中金融協力の強化に関する事項

- ①李総理から、日本に対して2,000億元(約3兆4,000億円)のRQFII枠を付与することが伝えられた。
- ②人民元クリアリング銀行の設置のための作業の早期完了について一致した。
- ③円=人民元の通貨スワップ協定の締結のための作業の早期完了について一致した。
- ④李総理は、日系金融機関への債券業務ライセンスの付与および中国市場参入について法令に基づき早期に進める旨述べた。

表2 RQFII枠と利用額

	投資枠(億元)	利用額(億元)
香港	5,000	3,076
英国	800	415
シンガポール	1,000	747
フランス	800	240
韓国	1,200	754
ドイツ	800	105
カタール	300	-
カナダ	500	87
オーストラリア	500	320
スイス	500	70
ルクセンブルグ	500	152
チリ	500	-
ハンガリー	500	-
マレーシア	500	16
アラブ首長国連邦	500	-
タイ	500	11
米国	2,500	166
アイルランド	500	-
合計	17,400	6,159

(注)投資枠は2017年7月まで、利用額は2018年5月までのもの。  
 (出所)中国人民銀行、国家外債管理局

に24行が指定されており(表3)、そのほとんどは各国・地域に所在する中資系銀行が指定されている。人民元クリアリング銀行は中国国内の決済システムと接続されているため、外国の金融機関や企業は、人民元クリアリング銀行を通じて中国本土と直接人民元取引ができるようになる。人民元クリアリング銀行は、決済に備えて中国から一定の人民元の供給を受けることが可能であり、我が国におけるオフショア人民元市場の発展にも寄与すると考えられる。

**円⇄人民元スワップ協定の早期締結**

本スワップ協定は、日中両国の金融システムの安定を目的として、中央銀行間で締結するものである。中国人民銀行は、17年7月時点で総額3兆510億元規模のスワップ協定を締結している(表4)。日中間では、アジア通貨危機後、チェンマイ・イニシアティブの枠組みに沿って、東アジアの金融為替市場の安定を目的としたスワップ協定が02年に締結されてい

たが、13年に期限が到来し、失効していた。今回の協定は、現地通貨決済に不測の支障が生じた場合に、金融システムの安定を目的に相手国の通貨を融通し合うものであり、人民元取引のセーフティーネットとして日中

間の人民元ビジネスの環境整備に資するものとなる。首脳会談翌日には、黒田日本銀行総裁と易綱中国人民銀行総裁が会談を行い、今後、両中央銀行間で協定締結に向けた作業を早期に進めることとなった。

**日系金融機関への債券業務ライセンスの付与および中国市場参入**

我が国は、日系金融機関の中国ビジネス環境整備の一環として、日系金融機関に対する事業債引受、パンダ債(中国本土で非居住者が発行体となる人民元建債券)引受、債券決済代理人等のライセンスの早期付与や証券・生保等の分野における日系金融機関の中国市場参入に対する支援等を要請してきた。今回の首脳会談では、李総理から日系金融機関への債券業務ライセンスの付与および中国市場参入について、法令に基づき早期に進める旨の発言があった。中国における債券業務ライセンスは主要外資金融機関(英・米)がすでに取得しており、日系金融機関もこれにキャッチアップすることができるとは、日系の債券発行体や投資家にとっては、日系金融機関が債券引受ライセンスを有することで、中国債券市場にアクセスしやすくなるという



表 4 中国人民銀行と中央銀行等との主な通貨スワップ協定

	契約締結・更新年月	金額 (億元)
香港	2009年1月	2,000
	2011年11月	4,000
	2014年10月	4,000
韓国	2009年4月	1,800
	2011年10月	3,600
	2014年10月	3,600
マレーシア	2009年2月	800
	2012年2月	1,800
	2015年4月	1,800
シンガポール	2010年7月	1,500
	2013年3月	3,000
	2016年3月	3,000
オーストラリア	2012年3月	2,000
	2015年3月	2,000
英国	2013年6月	2,000
	2015年10月	3,500
欧州中央銀行	2013年10月	3,500
	2016年9月	3,500
スイス	2014年7月	1,500
	2017年7月	1,500
ロシア	2014年10月	1,500
カナダ	2014年11月	2,000
合計		30,510

(注) 2017年7月時点。1,000億元以上のものを抜粋。  
(出所) 中国人民銀行

表 3 人民元クリアリング銀行

	指定年月	指定銀行
香港	2003年12月	中国銀行
マカオ	2004年9月	中国銀行
台湾	2012年12月	中国銀行
シンガポール	2013年2月	中国工商銀行
英国	2014年6月	中国建設銀行
ドイツ	2014年6月	中国銀行
韓国	2014年7月	交通銀行
フランス	2014年9月	中国銀行
ルクセンブルグ	2014年9月	中国工商銀行
カタール	2014年11月	中国工商銀行
カナダ	2014年11月	中国工商銀行
オーストラリア	2014年11月	中国銀行
マレーシア	2015年1月	中国銀行
タイ	2015年1月	中国工商銀行
チリ	2015年5月	中国建設銀行
ハンガリー	2015年6月	中国銀行
南アフリカ	2015年7月	中国銀行
アルゼンチン	2015年9月	中国工商銀行
ザンビア	2015年9月	中国銀行
スイス	2015年11月	中国建設銀行
米国	2016年9月	中国銀行
ロシア	2016年9月	中国工商銀行
アラブ首長国連邦	2016年12月	中国農業銀行
米国	2018年2月	JPモルガン・チェース銀行

(出所) 中国人民銀行、各種報道

中国にとってもメリット  
Win・Winの日中経  
済関係の進展

たメリットもある。

今回合意された日中金融協力の強化は、我が国にとつて対中人民元ビジネスのチャンス拡大につながるだけでなく、中国にとつても、「人民元の国際化」や対外開放を進展させる成果につながるものであったと考えられる。中国は人民元による貿易・投資のクロスボーダー取引や中央銀行等とのスワップ協定の締結等を通じて国際的な人民元の利用拡大を目指す「人民元の国際化」を推進している。

16年10月にIMF(国際通貨基金)が人民元をSDR(特別引出権)構成通貨に組み入れたことは象徴的な出来事であったほか、ストックコネクト(株式)やボンドコネクト(債券)といった、外国から中国市場へ投資するための新たな方法を導入し「国際化」を進めている。

また、今年、中国にとつて改革開放40周年の年であ

る。今年4月のボアオ・アジア・フォーラムにおける習近平国家主席のスピーチにおいて言及されているように、中国は今後も対外開放を堅持することとしており、金融の分野においても、証券業等の外資の出資比率の規制緩和を着実に進めていくこととする等、開放の動きがとられている。

こうした状況において、GDP世界第2位・第3位である日中両国が人民元ビジネスの環境を整備し、日系金融機関の中国市場参入が促進されることにより、「人民元の国際化」や対外開放をより実質的に進めていくことにつながるという点で、中国にとつてもメリットになるのではないかと考えられる。

今後、合意事項の実現に向けた作業が進められることとなるが、一般の日中金融協力の強化をきっかけとして、Win・Winの日中経済関係がさらに深化していくことを期待している。



(本稿の内容は執筆者個人の見解であり、必ずしも日本国外務省の見解を示すものではない)

# 日中第三国市場協力

杉田定大 日中経済協会専務理事

日本政府は、昨年6月に安倍総理が国際交流会議で行ったスピーチや11月のベトナムでの日中首脳会談、そして今年5月の東京での日中首脳会談の結果を踏まえた形で、意欲のある日本企業の積極的な海外展開を支援する立場から、日中の民間企業間のビジネス協力を後押ししていく方向性を打ち出している。これに合わせて、官民双方で具体的な動きが進んできた。

## 1. はじめに

日中第三国市場協力の皮切りは、昨年6月の国際交流会議「アジアの未来」（日本経済新聞社主催）の夕食懇談会でのスピーチであった。11月には、ベトナム・ダナンの日中首脳会談で、安倍総理が一定の条件下で「二帯一路」に協力する意向を示した。

「アジアの未来」で安倍総理は、「二帯一路」の構想は、洋の東西、そしてその間にある多様な地域を結びつけるポテンシャルをもった構想。インフラについては、国際社会で広く共有されている考え方。まず、万人が利用できるよう開かれており、透明で公正な調達によって整備されることが重要。さらに、プロジェクトに経

済性があり、そして、借入れをして整備する国にとって債務が返済可能とが不可欠である。国際社会の共通の考え方を十分に取り入れることで、

二帯一路の構想は、環太平洋の自由で公正な経済圏に良質な形で融合していく、そして、地域と世界の平和と繁栄に貢献していくことを期待。日本としては、こうした観点からの協力をしていきたいと考える」と発言した。

昨年11月の安倍総理と李克強総理との日中首脳会談では、双方はルールに基づく自由で開かれたWin-Winの関係構築を築いていくために、民間企業間のビジネスを促進し、第三国でも日中のビジネスを展開していくことが、両国および対象国の発

展にとって有益であるとの認識で一致した。

政府としては、意欲のある日本企業の積極的な海外展開を支援する立場であり、安倍総理の6月のスピーチの趣旨や、11月の日中首脳会談の結果を踏まえた形で、日中の民間企業間のビジネス協力を後押ししていく方向性を打ち出している。

これに合わせて、官民双方で具体的な動きが進んできた。経済産業省は11月に日中経済協会と共同で、都内で企業向けの説明会を開き、第三国協力の有力分野として、①省エネ・環境分野、②産業高度化、③物流の利活用を挙げた。

また、12月24日に東京で「第11回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」を開催し、日中関係者

860人が参加するなか、新たに「第三国市場協力的分科会」を立ち上げ、これまでの事例を議論した。

## 2. 日中第三国市場協力フォーラム

日中政府間の議論の結果、18年5月の李克強国務院総理訪日に際し、同月9日に「日本国外務省及び経済産業省と中華人民共和国国家発展改革委員会及び商務部との間の第三国における日中民間経済協力に関する覚書」が締結された。以下4項目がその内容である…

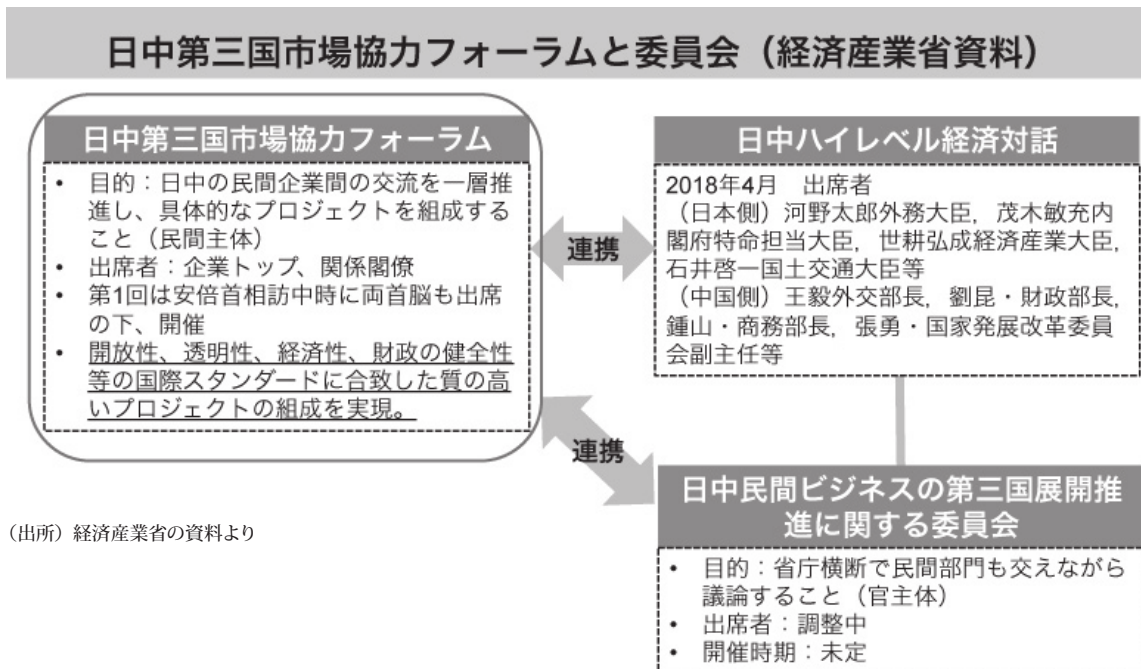
1 双方は、日中経済関係は相互補完性が強く、両国の企業はそれぞれの強みを有しており、民間企業間のビジネスを促進し、第三国でも日中のビジネスを展開していくことが、両国の経済分野での協力の拡大、更には対象国の発展にとっても有益であるとの認識で一致した。

2 双方は、第三国における日中の民間経済協力について、日中ハイレベル経済対話の枠組みの下に、「日中民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会」を設け、省庁横断で民間部門も交えながら議論していくことと一致した。

3 双方は、第三国における民間経



図1 日中第三国市場協力フォーラムと委員会の関係図



（出所）経済産業省の資料より

表1 日中第三国市場協力におけるプロジェクトの先行事例  
みずほ銀行

国名	形態	案件概要
エジプト	融資	資源採掘プロジェクト（融資額 50 百万ドル）。中国企業の海外出資プロジェクトを日本企業のリーススキームで資金支援。
エチオピア	融資	公共工事建設プロジェクト（融資額 20 百万ドル）。中国企業の海外出資プロジェクトを日本企業のリーススキームで資金支援。
新興国	融資	既存の連携事業の第三国展開。瀋陽市で連携して下水処理事業を展開中の中国企業と日本企業が、第三国への展開を目指す。
カナダ	融資	シェールガス輸出事業。日中韓 3 カ国でシェールガスの輸出許可（輸出先規制なし。LNG 年間 1,200 万吨、25 年間）を取得して各国のエネルギー調達に貢献。
カザフスタン	融資	製油所近代化プロジェクト。既に実績のある日本企業が、中国企業とのコンソーシアム（中国企業の EPC）で後続案件に対応。

**丸紅**

国名	形態	案件概要
カザフスタン	パートナー	アティラウ製油所近代化フェーズ III 案件（17 億ドル）。SINOPEC Engineering 等をパートナーとし、国際協力銀行（JBIC）、中国輸出入銀行等より資金融資。
アラブ首長国連邦	J/V	スワイハン太陽光発電事業（1,177MW）。丸紅 20%、晶科能源控股有限公司 20%、アブダビ水電力省 60% の出資で 2019 年 4 月操業開始予定。
オーストラリア	J/V	シドニー市都市交通 Sydney Metro North West プロジェクト。MTR（香港）、Leighton（豪州）等をパートナーとして受注。2019 年開業予定。

**三井物産**

国名	形態	案件概要
オマーン	コントラクター	高効率ガス火力発電事業（3 件、3.9GW、26 億ドル）三井物産、サウジアラビア ACWA Power、現地企業共同出資事業で、山東電力建設第三工程公司（SEPCO III）が EPC メイン・コントラクターとして建設を担当。2015 年 8 月着工の Salalah-2 は 2018 年 1 月完工。
メキシコ	J/V	太陽光発電事業 Trina Solar（本社：江蘇省常州）を共同出資者として応札。2017 年 11 月受注内示。2018 年 4 月、客先であるメキシコ系統運営機関との電力及びグリーン証書の長期買取契約を締結。

（出所）第 11 回日中省エネルギー・環境総合フォーラムでの各社発表資料より抜粋

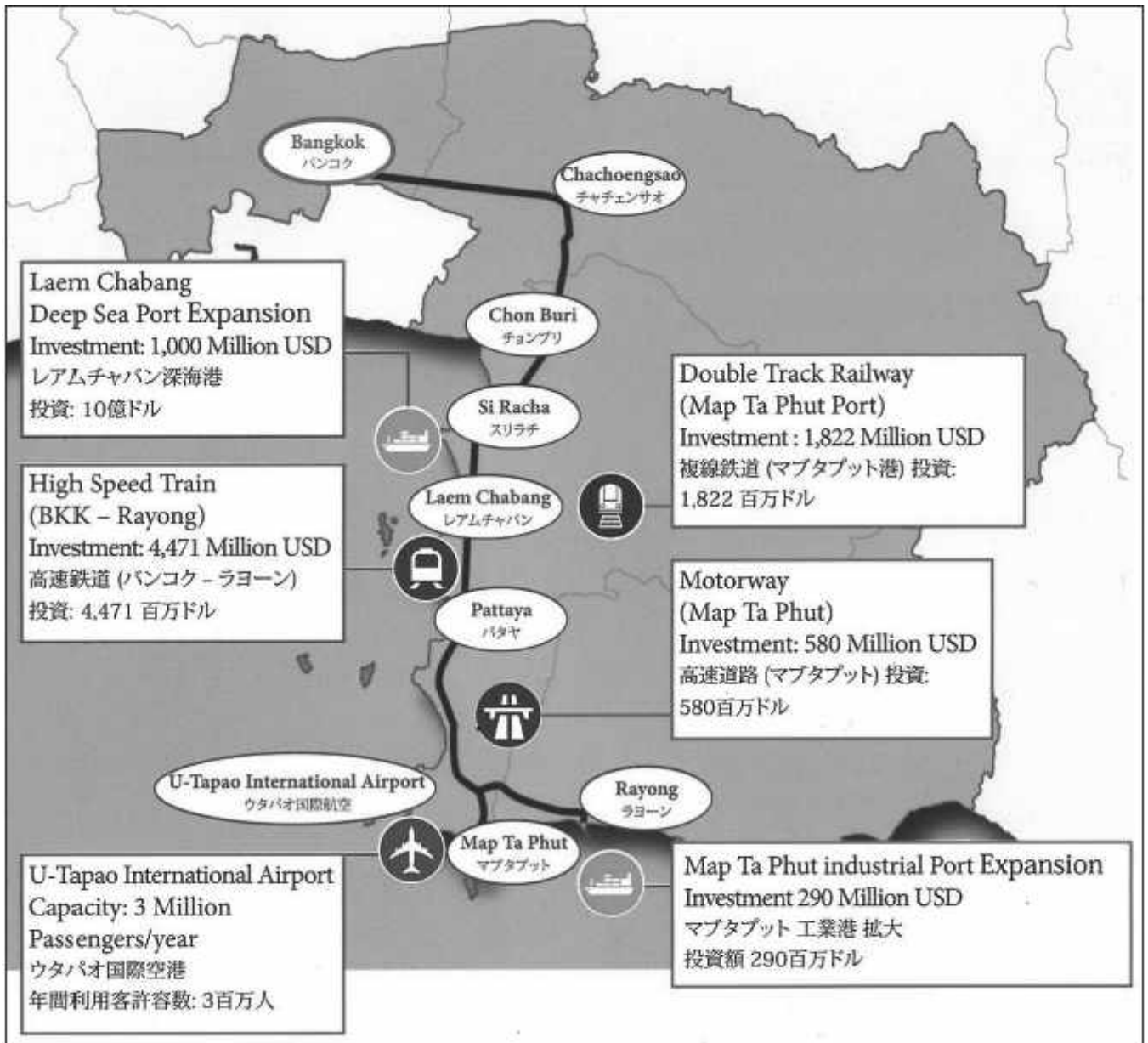
済協力案件を念頭に、日中の民間企業間の交流を一層推進するため、幅広い企業の経営者や関係閣僚等の出席する「日中第三国市場協力フォーラム」を設立・運営することで一致

した。4 双方は、これらの枠組みの下で、両国企業による第三国協力の可能性

がある市場及び産業分野について逐次検討し、協力可能な具体的プロジェクトの組成に向けて議論していくことと一致した。

今後の予定としては、秋に予定されている安倍総理訪中の時期に、第 1 回官民フォーラムを開催し、具体的な日中協力プロジェクトを展開す

図2 タイ東部経済回廊プロジェクトのインフラ整備計画



(出所) タイ工業省の資料より抜粋

ることとしている。その後、年に一度の日中交互開催を予定している。

本フォーラムは民間主体の会合で、日中企業のトップ・関係関係者が集う場とすることとしており、開放性、透明性、経済性、財政の健全性などの国際スタンダードに合致した質の高いプロジェクトの組成を実現させたいと考えている。

具体的なイメージは、経済産業省と当協会が主催している日中省エネルギー・環境総合フォーラムに準拠した形式を考えている。参加規模は日中併せて1000人規模。分野は、とりあえず、①電力・エネルギー、②交通・物流、③産業高度化、産業協力（デジタル、ヘルスケアなど。）として、参加企業も商社、エンジニアリング、重工業、電力、ガス、金融、物流、IT、ロボット、ヘルスケアなど多岐にわたって考えている。

日中経済協会のメンバー会社や、日中省エネルギー・環境総合フォーラムのJC BASE（日中省エネルギー・環境ビジネス推進協議会）参加企業が中心になるだろう。関係省庁は、日本側は内閣官房、外務省、経済産業省、国土交通省、財務省など、中国側は商務部、国家発展改革委員会などである（図1）。



図3 日中第三国市場協力フォーラムで想定される日中第三国市場協力の具体例

日中第三国市場協力の具体例（経済産業省資料）

<p><b>①日中企業が共同でインフラ案件を受注・運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 第三国で日中企業が共同で太陽光発電事業を受注</li> <li>➢ 日中企業の共同出資で会社を設立し、施設を整備、発電事業を運営</li> </ul>
<p><b>②日本企業の受注案件への中国企業によるEPC・機器供給</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 第三国で日本企業が発電所建設を受注</li> <li>➢ EPC・機器調達先として中国企業を活用</li> </ul>
<p><b>③日中合併企業による製品の第三国市場展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日中の合併企業が中国で発電関連機器を製造</li> <li>➢ 日中の親会社も協力して第三国の発電所に納入</li> </ul>
<p><b>④中国企業に、日本企業が部品等を供給、製品を第三国へ展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 中国企業が組み立てる産業機械に日本企業が基幹部品を納入</li> <li>➢ 中国企業と日本企業が連携して産業機械を第三国に輸出</li> </ul>
<p><b>⑤日本企業が、中国と欧州を結ぶ鉄道を活用し、物流事業を拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 中国の現地日本企業は、鉄道を使って欧州と貨物のやり取りを行うニーズあり。</li> <li>➢ 日中企業・政府が協力して、中国・欧州間の鉄道物流の活用可能性を検討。</li> </ul>
<p><b>⑥日中企業が協力して中国で構築したビジネスモデルを第三国へ展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日中企業が協力して中国でサービス市場を開拓</li> <li>➢ そこでできたビジネスモデルを第三国に展開</li> </ul>
<p><b>⑦日中企業が第三国市場協力に向けた情報共有を強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日中企業間で協力の具体化に向けて、関心分野の情報共有、意見交換等を実施</li> </ul>

(出所) 経済産業省の資料より

3. 第三国協力の考え方

プロジェクトの先行事例(表1)からもわかるように、インフラ、特に高速鉄道・都市鉄道や港湾などの分野において、東南アジアを中心に、日中間だけでなく韓国、欧米勢も交えて厳しい競争が続いている。

る。高速鉄道や高度の電力プラントなどは、中国も相当高いレベルのインフラ建設能力を有しており、日本の同分野での競争優位性も日々変化している。このような実情を充分に認識した上で、今後、日中間では以下のような協力形態が考えられる。

(1) インフラ分野の日中協力は、計画、企画、設計の段階からの役割分担を決めるなど、早くからの協力が求められる。その点では、タイでの東部経済回廊プロジェクト(EEC)などは良いモデルになるだろう。ウタバオ空港、レアムチャバン深海港の拡張、沿線の工業団地

のスマート化、熱電併給などは、好事例になると期待される(図2)。

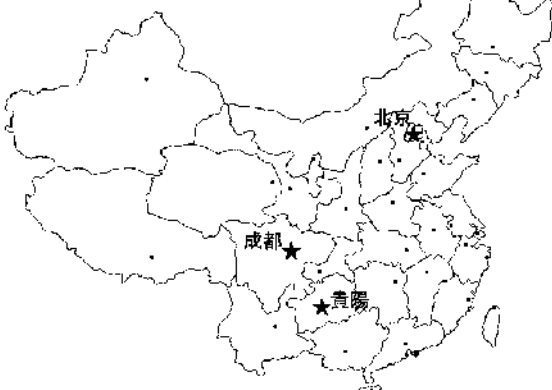
(2) インフラ分野にとどまらず、省エネ・環境分野、ハイエンド製造、ヘルスケア、スタートアップベンチャー企業によるイノベーション協力など、産業協力分野で日中企業がすでに中国で事業展開しているモデル的なJVの、第三国への展開の可能性がある。日中それぞれの企業の有する経験やノウハウを活かせる(図3)。

(3) 中国の「二帯一路」構想は、単にインフラや産業協力の分野にとどまらず、知的財産戦略や国際標準分野など幅広い事業を既に展開し始めており、ぜひ日本もこのような動きに参画していくべきである。例えば、自動走行の国際標準づくり、電気自動車の充電規格などの国際規格標準づくりなどで、日中が協力して第三国に呼びかけていくといった事例が可能ではないかと考える。

(4) 中欧貨物鉄道を活用して、日系中国法人の荷物を欧州に輸送する、あるいは逆に、欧州の日系法人から荷物を日本や日系中国法人へ輸送するといった物流協力も期待される。



図1 ユーキャンの中国における拠点所在地



- ★成都生涯科技有限公司 (13年1月)
- ★成都生涯科技有限公司北京分公司 (14年10月)
- ★貴陽生涯科技有限公司 (15年11月)

中国への進出は、中国において教育分野への外国投資が緩和されたことを受けて、2013年1月、成都に成都生涯科技有限公司を設立した。その後は、成都を本社とし、14年10月には成都生涯科技有限公司北京分公司、15年11月には貴陽生涯科技有限公司を設立して



様々な講座を開発している(テキストの一例)

①中国向け通信教育講座  
中国においては、資格を取得し、就業・昇級につながる傾向が顕著であることから、IT

1. ユーキャン、中国へ  
ユーキャンは、日本で1954年に創業し、通信教育分野においてユーキャン学習法を確立し、60年以上にわたる社会人向け教育を実施している。現在までに受講生は累計で2000万人を

超え、毎年、新規に約80万人が利用している。  
これまでに開発をしてきた通信教育講座は、①資格取得講座、②実用講座、③趣味講座、あわせて1000種類以上にのぼり、現在では毎年1200~1300種類の講座を提供している。  
また、教育事業以外に、通信販売事業として、書籍・雑誌やCD・ビデオ・DVD等の映像・音楽ソフトの提供や、新規事業として老人介護事業等も手掛けている。

2. 中国での事業展開

中国での事業としては、教育事業を中心として、EC事業、老人介護事業等を計画、展開している。  
中心となる教育事業では、以下2点を柱としている。

- 中国向け通信教育講座の開発・販売
- 中国企業向けオーダーメイド型社員教育講座の開発・販売

②中国企業向けオーダーメイド型社員教育講座  
企業の社員教育において、場所・時間・人数にこだわらないという通信教育の優位性を活かし、中国の企業に対してオーダーメイド型の社員教育通信講座を開発、提供している。

3. 各地での取り組み

# ユーキャンの中国での取り組みについて 教育分野を中心として(サービス産業における日中協力の事例)

吉井文吾 成都生涯科技有限公司 副総経理

2018年5月9日、日中首脳会談の場で、世耕経済産業大臣は、何立峰国家発展改革委員会主任との間で「サービス産業協力の発展に関する覚書」に署名した。「日中サービス産業協力メカニズム」を構築し、高齢化、教育等のサービス産業領域での協力を進めていくとしており、18年は介護や生活支援などの分野を取り上げるが、19年以降に教育分野での協力を展開するといわれている。それを先取りする形で、中国の教育分野で意欲的な取り組みを進めている事例を紹介する。

産業分野、老人介護分野を中心として、中国の国家資格を取得することを目的とした講座開発を進めている。  
IT産業分野では、国家工業・情報化部人材交流センターとの協力で、全国工業・情報化部人材評価試験(NCAE資格試験) 対応講座や、貴陽市政府との協力でコールセンター人材用資格取得講座等を開発している。  
老人介護分野では、国家人力資源・社会保障部が実施していた老人介護員資格試験に対応し、さらに日本の介護理念や技術を追加した講座や、中国康復技術転化及発展促進会との協力で、介護員の資格対応講座等を開発している。

その他では、硬筆講座、漫画講座等の趣味系講座、中国業務に携わる日本人向けビジネス中国語講座の開発、日本企業日本語人材向けビジネストレーニング講座の提供等をしている(表1)。



表1 ユーキャンが実施している主な講座

<p>■ IT分野</p> <p>《IT時代必备》</p> <p>《SE初級系列課程》</p> <p>* 项目管理基础、系统架构师基础、信息安全基础</p> <p>《SE中级系列課程》</p> <p>* 项目管理应用、系统架构师应用、信息安全应用</p> <p>《项目经理实力培训》</p> <p>《系统架构师实力培训》</p> <p>《嵌入式系统开发实力培训》</p> <p>《服务外包 JAVA 软件开发》</p> <p>《服务外包 .NET 软件开发》</p> <p>《服务外包 C 语言软件开发》</p> <p>《服务外包呼叫中心管理》</p> <p>《服务外包呼叫中心管理 (高级)》</p>	<p>■ 老人介護分野</p> <p>《初级养老护理师》</p> <p>《高级养老护理师》</p> <p>《初级养老康护职业技能培训课程》</p> <p>■ その他分野</p> <p>《彩妆入门课程》</p> <p>《数码单反相机基础课程》</p> <p>《色彩、素描、速写》</p> <p>《硬笔书法》</p> <p>《漫画入门课程》</p> <p>《ビジネス中国語講座》</p> <p>《ビジネストレーニング講座》</p>
---	---

成都、北京、貴陽において、現地政府の支援をいただきながら、前述の事業を現地に即した形で展開している。

①成都、北京

管理部門、講座開発部門、営業部門を置き、中国向け通信教育講座の開発を実施し、販売にあたっては、BtoB、BtoCそれぞれで展開している。また、販売代理店方式も導入しており、全国

に代理店網の構築を進めている。

企業向けオーダーメイド型社員教育講座では、既存の教育方法にこだわらず、企業の要望に対応し、また企業の問題点を探り出し、各企業に即した形での教育講座を提供している。

現在では、大型流通業企業の社員教育を実施しており、その他、中国大型国有企業の社員教育についても打合せを進めている。

②貴陽

工業・情報化部人材交流センター、貴陽市政府の支援の下、貴陽市サービスアウトソーシング・コールセンター人材育成総合サービスプラットフォーム認定テストセンター」の資格を授与され、国家資格の試験を実施している。

第二は、コールセンター人材を始めとしたサービスアウトソーシング産業の発展を支えるIT人材の育成事業を実施している。

この人材育成事業では、オンライン学習+オンライン学習+権威認証の人材育成モデルを採用している。

#### 4. 生涯職業技能研修制度について

18年4月18日、李克強國務院総理が主催した國務院常務會議において、「生涯職業技能研修制度」が決定された。

この制度は、就業や創業の促進を目標とし、都市・農村の全ての労働者に、生涯にわたる職業技能研修を普及させ、職人精神と品質に対する意識を育むことにより、技術人材不足の解決、生産効率の向上、経済のミドル・ハイエンドへのステップアップを促す、としている。

ユーキャンを含む教育業に携わる関係者にとっては、非常に影響のある制度と認識しているため、以下に簡単に紹介しておく。

##### 【主要目標】

国家人力資源・社会保障部が主導し、就職や起業のニーズおよび経済発展のニーズに合わせた制度を構築し、2020年以降、労働者が生涯にわたる研修できるようにする。

関連する政府機関は、主要中央政府機関を始め、総工会、共産党青年団、婦女連合会にまで至っている。

- ①全ての労働者が平等に研修を受けることを可能とする。
- ②研修資源を市場化する。
- ③研修プラットフォームや方式の多様化を図る。

- ④研修管理の規範化を図る。
- 【生涯職業技能研修体系の構築】

- ①生涯職業技能研修政策および管理実施体系の改善
- ②就職や起業者のための就業技能研修の実施
- ③企業主導による従業員の高技能向上研修の強化
- ④産業転換ニーズに適したハイレベル人材研修の強化
- ⑤起業関連研修の推進
- ⑥職人精神および職業素養研修の強化

##### 【職業技能研修体制改革の深化】

- ①職業技能研修発展の市場化、社会化体制の構築
- ②多様化した人材評価体制の構築
- ③職業技能研修効果の評価管理体制の構築
- ④職業技能向上の奨励体制の構築

##### 【職業技能研修能力の向上】

- ①職業技能研修サービス提供能力の強化
- ②職業技能研修教育資源建設の強化
- ③職業技能研修基地やプラットフォーム建設の強化

##### 【保障の措置】

- ①管理の強化
- ②公共財政による保障
- ③資金の調達
- ④社会環境の改善



1978年、日中平和友好条約締結に先立つ2月16日、北京において調印された「日中長期貿易取決め」。政府と連携しながら、民間主導で日中間の貿易拡大と経済協力促進の基礎を形成してきたこの取決めも今年で40年となる。

# 「日中長期貿易取決め」の成立と意義 — 民間主導で目指した長期協力関係

山本祐子 前・日中経済協会 事業開発部 部長

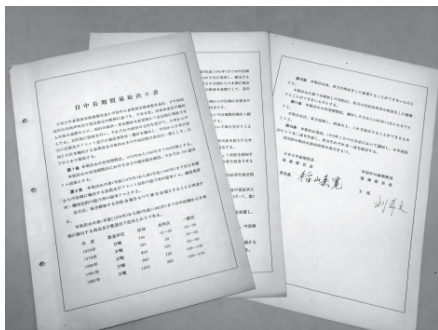
## 改革開放を支えたユニークな 仕組み

「日中長期貿易取決め」(以下、取決め)は、日本と中国が、互恵平等・無相対の原則に基づき経済貿易関係を発展させることにより、アジアの安定的発展に寄与するための仕組みである。日本は中国の石油・石炭を輸入し、中国は日本の技術・プラントおよび建設用資機材を輸入する、すなわち、中国の資源輸出と日本からの技術・プラント等の輸出をリンクさせ、日本は石油・石炭の長期安定供給とともに中国の経済建設に参与し、中国は日本の協力を受けて経済建設の加速を図ることが目的である。

1972年、日中国交正常化は実現したものの、76年まで続いた文化大革命による混乱で当時の中国は非常に貧しく、日中間の貿易も低迷し、先行きは不透明な時代であった。

## 日中が模索した長期貿易構想

取決めのお骨格となる構想は実は以前からあった。古くは58年、当時八幡製鉄常務であった稲山嘉寛氏(筆者注:本文の組織名・役職は当時のもの。以下、同様)が中心となり、中国が経済建設に必要な鋼材を日本から輸出し、中国から鉄鉱石と原料炭を輸入するという5年間の「バーター」契約が結ばれた。しかしこれは、長崎国旗事件により実行されなかった。その後、覚書貿易の発足により、64年にクラレのビニロンプラントの延べ払い輸出が実現したが、これに続く日立造船等の延べ払い輸出契約は、吉田書簡問題によって中断。「政経不可分」であった国交正常化前の日中ビジネスは、政治の影響を受けて頓挫することが少なくなかった。その後、国交正常化の翌73年、それまで自国資源輸出を禁じていた中国が対日原油輸出に踏み切った。これを受けて、



1978年2月16日、北京において調印された「日中長期貿易取決め書」

日本が中国の石油を輸入し、中国が日本から経済建設に必要な工業製品を輸入するという構想が日中間で浮上した。しかし中国国内では、資源を外国に売ることは売国的行為であるという考えが根深く、日本も第一次オイルショックによる不況で原油需要が衰退、さらに76年は周恩来総理・毛沢東主席の死去、四人組支配の崩壊など中国の政治状況も混沌とし、進展がない状態が続いた。事態が動くのは77年である。2月、日中経済協会互訪中

団の団長として訪中した稲山会長は、かねてから提案していた石油を中心とする包括的な長期協定の打診を改め

て行い、続いて訪中した土光敏夫会長を団長とする経団連訪中代表団に対し、李強対外貿易部部長は、稲山氏の提案に答える形で「中国から石油と石炭を日本へ輸出し、日本から設備、資材を中国へ輸出する」長期貿易取決めの締結に初めて賛同。こうして、日中双方で関係業界、政府のコンセンサスの形成が加速した。

## 取決め調印

日本側では、77年10月14日、日中長期貿易取決め推進委員会の設立総会が開かれた。委員長に稲山嘉寛・日中経済協会会長、顧問に土光敏夫・経団連会長、藤山愛一郎・日本国際貿易促進協会会長が就任。総合、石油、原料炭、一般炭、輸出、金融決済の各部会が設けられ、それぞれ各界のトップが就任し、活発な準備活動が行われた。日中間では取決め締結のための本格交渉が進み、78年1月31日、推進委員会は改組されて日中長期貿易協議委員会(委員長・稲山嘉寛)が発足。2月16日、稲山委員長と劉希文・中日長期貿易協議委員会主任が北京で取決めに調印した。

## 8年間で双方各100億ドルの輸出を

当初の取決めは85年までの8年間で、この期間の双方の輸出総額を各100億ドル前後とした。目標数値は



第5年度(82年)まで記され、日本が輸出する技術・プラントは合計約70億〜80億ドル、建設用資機材は20億〜30億ドル。中国が輸出する石油は78年が700万トンで、82年には1500万トン。石炭は原料炭が78年は15万〜30万トンで、82年には200万トン、一般炭が78年は15万〜20万トンで、82年には150万〜170万トンとされた。また、技術・プラント等の輸出には原則延べ払い方式を適用することとした。

日本側は日中経済協会が、中国側は対外貿易部(現商務部)が事務局を担当。取決めに基づく契約書等にはL.Tの符号がつけられることとなった。L.TはLongTermの略であるが、国交回復前の民間貿易協定であるL.T貿易(廖承志・高橋洋之助を相起したものであった)の2度の中断に揺れた技術・プラント契約

取決め調印と、120もの大型プロジェクト建設を主とする中国の壮大な10カ年計画制定を受け、日中間のプラント取引は空前の規模になり、78年だけで契約は40億ドルにのぼった。うちL.T分は30億ドルで、第1号となった上海宝山製鉄所(一部設備)のほか、カークTVプラウン管(咸陽等)、石油化学(北京、勝利、南京)、肥料(ウルムチ)、アルミ精錬(貴陽)などであった。

しかし、一度に多額の契約調印が集中して中国の外貨支払い能力を上回った。また10カ年計画は大幅な財政赤字を招き、急激な物価上昇が起こった。中国は

経済調整を余儀なくされ、基本建設投資の大幅削減を決定。これらを背景に79年にプラント契約の発効留保が、81年には建設中止が発生し、国際的な大問題に発展した。民間、政府ベースの辛抱強い折衝により、結局、中国側は対象プロジェクトの建設継続・中止にかかわらず、製造中あるいは製造された資機材は原契約通り引き取ると結論。日本側は①既承諾円借款の転用を含む商品借款の供与(1300億円)、②輸銀資金を使用する民間延べ払い輸出(1000億円)、③民間銀行による円建てローン(700億円)の資金合計3000億円を供与することで合意。宝山製鉄所の第2期分等はキャンセルとなったが、その他の契約済プラントは中止されることなく引き取られた。その後、87年までに85件、約37億ドルのプラントが完成、引き渡しされ、宝山製鉄所第1期工事は85年9月に高炉に火入れした。

同時に、中国は既存企業改造に重点を置き、先進技術を導入して国産化する方針に転じ、取決めもこれら機械・技術等を契約に含めることとなった。技術・プラント等は、78年〜2009年の期

間に累計620億ドルが取決めに基つき中国に輸出された。

## 石油・石炭の輸入

石油については、当初目標の1500万トンは実現しなかったものの、最も多かった92年には年間933万トンが輸入された。しかし、中国の旺盛な国内需要や、大慶原油の生産が後退期に入ったことを理由に、中国側の要請により第5次取決めの03年を以て取引が終了した。78年〜03年に累計約2億トン(309億ドル)の大慶原油が取決めに基つき日本に輸出された。

石炭は、石油より埋蔵量が豊富なため、中国もその開発協力を日本に要請し、輸出に期待をかけた。輸銀による石油・石炭の開発のためのバンクローン20億ドル相当4200億円の供与や、海外経済協力基金による石炭輸送用鉄道・港湾建設向け円借款の供与も79年以降始まり、取決め遂行の後盾となった。原料炭は鉄鋼業界が、一般炭は電力とセメント業界が、それぞれ取決めに基つき中国煤炭輸出入会社と直接交渉を行った。取引円滑化のため、81年からは生産・輸出入・使用に係る関係者を網羅する総合会議を開催することとなった。石炭は、78年〜17年に、累計約2億トン(00年までの合計額約43億ドル)が取決めに基つき日本に

輸出された。なお、日中石炭関係総合会議は、情勢の変化に合わせて12年から石炭取引交流会という形で開催している。一般炭は12年に輸入を終了し、第8次取決めで以降は枠組みから離脱している。

## 終わりに

取決めは5年ごとに継続し、現在は第8次取決めの実施中である。この間、日中経済関係は大きく様変わりし、取決め下での中国からの輸出品は原料炭だけになった。日本からの輸出品では、従来の技術・プラントに変え、第6次からは省エネ等技術交流促進部会を設立し、また第8次からは、環黄海等地域におけるビジネス・ライアンス推進活動を取り込んだ。これまでの40年間を振り返ると、取決めがその理念によって歴史的に果たした役割は極めて大きいと言える。双方が体制の違いを乗り越え、困難を抱えながらも、平和友好、平等互恵、長期安定、相互信頼の四原則に則り、日中経済の長期かつ安定的な発展を目指した理念は、今もその意義を失っていない。今や、中国の国力増大、日中経済関係の構造変化に伴い、日中両国が新たな視点でのライアンスを模索する中で、改めてこの基本理念を心に留めながら、より長期的視座に立った対話と協力が必要となっているのではないだろうか。

日中平和友好条約締結40周年の2018年、5月11日に北海道札幌市で開催された第3回日中知事省長フォーラムには、中国の5省(四川省、河北省、遼寧省、黒龍江省、江西省)からリーダーが参加した。また、この訪日を機会に、各省はそれぞれ東京、大阪、友好都市等において経済交流や記念活動を実施したが、その成果および今後の日本との関係強化に向けた考えなどを四川省、遼寧省、黒龍江省からご寄稿いただいた。

# 四川と日本の地方間協力で輝かしい明日の共創を

尹力 四川省人民政府 省長

中日両国は重要な隣国であり、四川と日本の地方間では、経済、文化の往来において悠久の歴史を紡いできた。中日平和友好条約締結40周年にあたる今年の春から夏へと変わる麗しい季節に、私は日本全国知事会の招きにより四川省政府代表団を率いて北海道での第3回中日省長知事フォーラムに出席するとともに、東京山梨等を訪問し、四川と日本の地方間の経済協力、文化交流等の促進に関する良好な成果を上げた。

4日間の訪問で、12の公務活動を実施し、3つのプロジェクト協議、あるいは協力覚書を締結した。期間中、日中経済協会、日本貿易振興機構、日本国際貿易促進協会、日本グローバル・コミュニケーション・センター、トヨタ自動車、セブン&アイ・ホー

ルディングス等の組織や企業のトップと交流を深め、協力の合意に達した。

山梨県と四川省は1985年に友好関係を締結しており、山梨県では後藤齋知事を訪ね、ともに四川省観光促進イベント「パンダが世界へー美しい四川」(以下、イベント)に出席した。そして、四川の「天府の国」と山梨の「富士の国」という資源の優位性を発揮し、農業林業、製造業、文化観光、教育、青少年交流等の分野で協力を深めることで意見が一致した。

今回の日本行きは、経済交流の旅であり、文化交流の旅でもあった。また、四川紹介の旅であり、友情の旅でもあった。短い期間ではあったが、忘れえぬ思い出となった。

私は日本各界から心のこもった友好の気持ちを深く感じた。二階俊博自

民党幹事長には特に会見いただいた。宗岡正二日中経済協会会長ら政界・

経済界が出席した「四川省政府代表団訪日経済交流懇談会」では、20数名の日本の著名企業や経済機構のトップから四川省の発展に関する提言をいただいた。懇談会終了後に参加者と一緒に記念撮影をした喜びは、私の心に刻まれている。多くの山梨県民が参加した先述のイベントは、四川観光への理解と特色ある四川料理の賞味を通じ、四川に対する好感度を引き上げた。特に感動したのは、鳩山由紀夫元首相が夫人とともにホテルに面会に来られ、友好の気持ちと四川発展への思いを示されたことだ。

私は、日本各界の四川との協力強化に対する強い意向を感じた。多くの日本企業が、次々と四川への進出や拡

大の計画を表明した。全日本空輸は四川と日本の路線増、清水建設は四川のインフラ建設への参画、セブン&アイ・ホールディングスは四川での投資拡大を希望された。トヨタ自動車、島津製作所、山九、キヤノン等の企業も四川における新たなプロジェクトや対象企業を模索しておられ、四川発展への思いを表明された。第3回中日省長知事フォーラム期間中、私は北海道、富山県、静岡県知事等と防災減災、災害救援メカニズム構築、経済・文化等の分野で相互交流を行い、各知事も多くの分野で四川との友好協力を促進する意向を示した。

私は、日本には多くの分野で明確な優位性があると感じた。日本は工業製造、金融、科学技術等の分野で



愛くるしい四川省のパンダ



世界をリードしているだけでなく、公共交通、生態環境保護、商業小売等の社会・民生分野における特色が鮮明である。東京は世界的なメガシティであるが、出退勤のピークでも都市の中心交通は秩序よく流れている。これは、発達した総合的立体交通システムや精緻な管理モデルのおかげである。東京から山梨への途上で見た山は青く、水は澄んでいたが、生態の管理・保護、整備が行き届いていた。日本のスーパーマーケットは商品の種類が多く、品質も信頼でき、利便性も高い。日本の環境保護に関する理念と管理方式は、四川が学ぶべきところである。新たな科学技術・産業革命の波のなかで、四川と日本の地方は補完性が強く、協力できる範囲は広い。

今年是中国の改革開放40周年である。習近平国家主席は、ボアオ・アジアフォーラムにおいて、中国は市場参入の大幅な緩和、より魅力ある投資環境の創造、知的財産権保護の強化、積極的な輸入拡大という4分野の対外開放に関する重大措置を宣言し、中国は開放・協力を深め、グローバル経済一体化を促進するという意向と決意を表明した。先日李克強中国国務院総理の公式訪日は、両国関係がさらなる改善に向かつており、中



伊力省長と日本の著名企業トップとの記念撮影

日のWin・Winの協力関係に、質の向上とレベルアップという新たなチャンスが訪れていることを象徴するものであった。

四川は中国の人口大省、科学・教育大省、経済大省であり、国内で面積は第5位、人口は第4位、経済総量は第6位である。電子情報、食品飲料、航空・ガスタービン等の産業には優れた基盤があり、金融、観光、物流等のサービス業も好調に発展している。四川の歴史文化は奥深く、三國文化、宗教文化、民族文化など多彩である。現在、世界級の観光資源

は11カ所、国連の世界遺産リスト登録は5カ所あり、世界でも重要な観光地の建設に力を注いでいる。四川は全面的開放という新態勢づくりを加速しており、日本とは各分野で協力を深め、Win・Win関係を築きたい。

**重点分野での協力を継続して強化**

近年、四川と日本との経済協力は順調であり、2017年の四川からの対日輸出総額は17億4000万ドル、輸入総額は32億6000万ドルに達した。プロジェクトを通じて、省エネ・環境、科学技術イノベーション、ハイエンド製造、シェアリングエコノミー、健康・高齢者福祉等の分野で協力を深めることを期待している。

**地方間の経済交流・協力の強化**

日中経済協会とともに協議内容を推進し、日本の商工界と力を合わせて発展を図りたい。「中国（四川）—日本経済合作顧問委員会」は、四川と日本の経済界の協力に関わる諮問機関であり、ここにより多くの日本企業が参画され、地方間の経済協力を深めるために知恵を貸していただきたい。

**「中国（四川）日本産業合作园区」の共同建設**

四川は、日本の経済界と成都天府

空港新城に「中国（四川）日本産業合作园区」の建設を計画している。天府国際空港新城をコアとして、その他の都市にも範囲を広げ、日本と臨空経済、ハイエンド製造、医療健康国際金融および文化・クリエイティブ等の産業分野での協力を重点的に推進する。より多くの日本企業の园区建設への参画を通じ、両国政府が支援し、企業が積極的に参画する国家级産業協力プラットフォームを構築したい。

**科学技術 文化交流のさらなる深化**

双方が文化交流、科学技術、教育等の分野で協力を一層深め、川劇、彩灯や藏族・羌族・彝族（少数民族）の民俗等の特色ある四川文化を日本に積極的に紹介するなど、こうした科学技術と文化を架け橋として、互いの友情を育んでほしい。

このたびの日本訪問において、我々は共同で四川と日本の地方間交流・協力の新篇章を記した。日本との友好協力を強化し、双方の共同利益と合致させながら、相互の交流・訪問を頻繁に行い、各分野における実務的協力の実施によって、四川と日本の地方間友好関係が新段階に進むことを期待している。

（翻訳…日中経済協定）



天府空港新城の計画イメージ図

# 中日関係発展の新たなチャンスを活かし、 遼寧と日本の各分野での交流促進を

応 中元 遼寧省外事僑務弁公室 主任

中日国交正常化以来、両国各界関係者の共同努力のもとで、中日関係が大きな発展を遂げたことは、両国と両国人民に実質的な利益をもたらし、地域の平和と安定にも重要な役割を果たしてきた。

ここ2年、中日両国指導者は多くの会談と会見を行ってきた。5月、中国の李克強総理は日本で開催された中日韓首脳会談と「第3回中日省長知事フォーラム」に出席し、両国関係が改善の機運にあることを示した。そして、両国が各分野で交流・協力を深化させるための新たなチャンスをもたらした。

期間中、遼寧省の唐一軍省長、張雷常務副省長は、それぞれ友好経済貿易代表団を率いて日本を訪問し、同フォーラムに出席したほか、日本の政府機関、企業との友好交流や経済貿易・商談活動を行ったが、日本

各界からも好評で、多層的で幅広い分野での交流・協力を促進し、相互に利益のある協力、Win・Win関係の発展を実現するために、新たな一章を切り開いた。

遼寧省には地理的な優位性がある。中国東北部に位置し、日本、韓国とは海を隔てて向かい合っている。14の直轄市を有し、総人口は4380万人、陸地総面積は14万8000平方キロ、大陸の海岸線全長は2110キロ、6つの天然港を持ち、東北地区唯一の沿海省であり、海とつながっている大通路である。

「一带一路」建設では、北に向けて開放された重要な窓口であり、中蒙露経済回廊の重要な支柱であり、北東アジアに隣接し、欧州とアジアを結ぶランドブリッジの重要な陸海の門戸、そして最前線地帯であり、中

国の環渤海経済圏の中で重要な地位を占める。

遼寧は中国の重要な旧工業基地として、工業体系が整い、産業基盤も厚く、科学研究の実力が際立っており、インフラも整備されている。文化と観光の資源が豊富で、特に設備製造業は国内のトップレベルである。日本とは自動車、機械製造、化学工業・医薬、電子・電気、新エネルギーおよび環境保護技術等の優位性のある産業において強い相互補完性があり、日本の重要な経済協力パートナーである。

遼寧と日本には長い交流の歴史があり、双方の協力分野は広範であり、とりわけ地方レベルの友好交流は非常に活発である。1979年に大連市と北九州市が友好都市関係を締結して以来、既に省・市レベルで19組の友好都市関係を締結している。83

年と84年には、神奈川県および富山県とそれぞれ友好省県関係を締結し、2011年と17年には、佐賀県、新潟県とそれぞれ友好パートナー関係の協議書にサインした。このほか、遼寧は日本の半分以上の地方自治体と交流チャンネルを設けており、双方が経済貿易、科学技術、文化、衛生と人の往来等の多分野での協力で顕著な成果を上げている。現在、遼寧省には7つの地方自治体、3社の主要メディアが事務所を設立している。瀋陽と大連には、それぞれ日本の総領事館と領事事務所が設置されている。

遼寧は日本企業の対中国投資が最も早かつた省の一つであり、東芝、キヤノン、三菱、パナソニック、ブリヂストン、オリックス等の多くの著名企業が独資や合弁企業を設立し、経済効果も良好で、その製品は遼寧の消費者に広く歓迎されている。17年末まで、遼寧における日本企業の累計投資は既に7600社を上回っており、投資額は240億ドルに達している。

17年、遼寧省の対日貿易総額は前年比17・1%増の151億3200万ドルであった。うち、輸出は同16・3%増の



92億2200万ドルで、製品はアパレル、機械・電気製品、水産品、計測器、デジタル・ビデオCD等。輸入は同18・47%増の59億1000万ドルで、商品は機械、音響映像機器およびその部品、化学工業関連製品等であった。今年1〜3月、遼寧と日本の輸出入総額は前年同期比14・73%増の39億9700万ドルで、双方の協力分野と規模の拡大は顕著である。

現在、遼寧は全面的な開放を省の振興・発展を推進する戦略的選択としており、ハイレベルの開放で質の高い発展を堅持し、全面的開放で全面的な振興をリードし、全省の開放型経済の飛躍的發展を加速し、日本との協力の発展のために良好な基礎条件を創出している。日中経済協会には、日本の経済界、金融界、企業界における影響力を活用し、遼寧との経済交流促進および双方の企業による投資にできる限りのサポートを行い、両国の友好協力、Win・Win関係の実現に向けた協力をお願いしたい。私は、双方は以下の3分野でさらに協力を強化できると考えている。

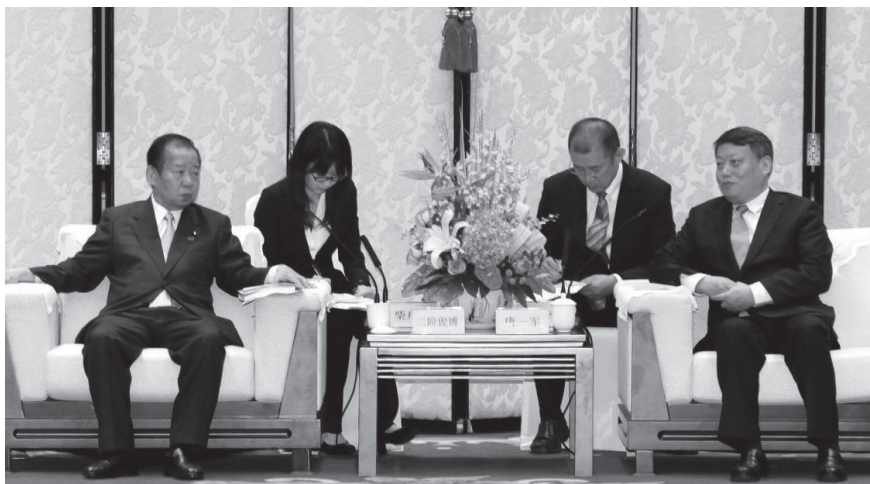
(1) 積極的にプラットフォームを構築し、双方の経済協力を促進

日中経済協会等の日本のビジネス関連団体や友好省県等の交流チャンネル、および当省と関西経済連合会、日本貿易振興機構が締結した経済協力協議の合意に基づき、定期的な経済貿易の情報交流メカニズムを構築し、連絡関係を強化し、情報交換を維持し、さらに双方の往来と協力の拡大を図る。日本人会、全日本空輸等の日本の遼寧駐在機関や企業を通じてながら、遼寧省外事弁公室と日本の駐瀋陽総領事館が構築した交流プラットフォームを活用し、経済貿易、設備製造、科学教育、環境保護、高齢者福祉、文化等の分野で交流と協力を定期的に行い、遼寧の日本での影響力と知名度を拡大する。

(2) 重点分野に絞り込み、協力規模を拡大

双方の産業の特徴と実態をしつかり結び付け、精密電子工業、最先端製造業、鉄鋼、冶金、「第4次産業革命」、医薬産業と医療技術等の分野で協力する。また、遼寧自由貿易試験区、瀋撫新区、大連北東アジア国際航空センター、および瀋陽北東アジアイノベーションセンターの建設等の面で協力の度合いを継続的に拡大する。

同時に、審査・認可プロセスを最大限簡略化し、プロジェクトの審査・認可をスピードアップし、その早期実行を確保するために利便性を向上させる。日本企業の招請やフォローアップの業務を着実に、遼寧に所在する日本企業に関わる各種問題を真摯に調整・解決し、企業の発展のために良好なビジネス環境を整備する。



5月25日、唐一軍省長(右)は二階俊博自民党幹事長と大連で会見した

(3) 地方間の友好協力をつなげ、各分野で実務的な協力を推進

今年、神奈川県知事が遼寧省と神奈川県の友好提携35周年記念事業のために7月に来訪され、8月には富山県知事が我が省を友好訪問される。同時に、北海道、岩手県との友好関係をより一層強化するために、唐一軍省長訪日時における日本側との合意を形にし、早期に準備を進め、知事の遼寧訪問の際に友好協力関係協議書に正式に調印したい。日本とは、地方自治体駐大連事務所との連絡を強化し、各地方との友好交流を推進し、2年以内に各都道府県との往来を達成するとともに、人民代表大会と議会、観光、青少年との交流を一層拡大し、世代を超えた友好的民意の基盤を継続的に強化し、中日の友好関係が長期的かつ安定的に続くための基礎を固めたい。

開放は進歩をもたらし、協力は発展を増進する。私は遼寧と日本の協力分野は、必ずや一層の広がりを見せ、豊かな成果をもたらすと確信している。

最後に、日本各界の友人には、ぜひ視察、投資、観光などで遼寧を訪れていただきたい。

(翻訳：日中経済協会)

# 黒龍江省と日本は共に経済協力関係を 促進を―訪日を契機に

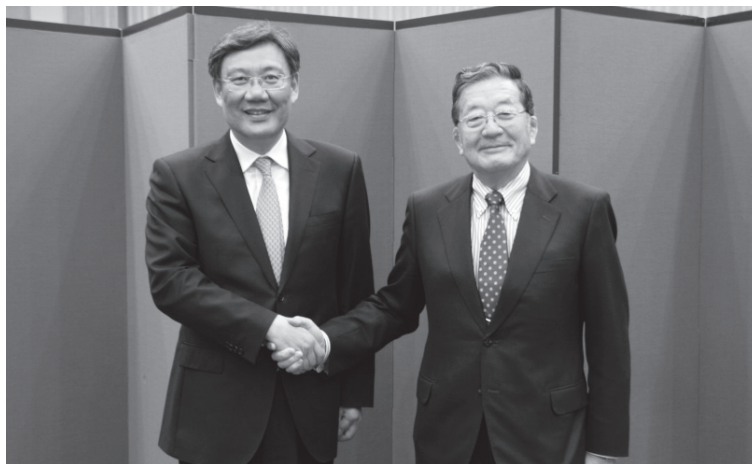
趙 万山 黒龍江省商務庁 庁長

黒龍江省は中国の重要な商品穀物生産基地、グリーン食品産業基地、重要設備製造基地であり、エネルギー・原材料基地である。2017年、省のGDPは前年比6.4%増の1兆6199億9000万元に達した。

日本は重要な経済・貿易協力のパートナーであり、近年、協力関係は深まり、経済交流は頻繁になっている。日本からは伊藤忠商事、双日、三菱商事、パナソニック等の著名企業が投資している。現在、黒龍江省はサプライサイド構造改革をメインとし、生態環境保護、永久基本農田（記者注：農地保護政策）、都市開発の境界という3本のレッドラインを厳守し、投資誘致や技術分野の人材募集に力を注ぎ、省全体の産業プロジェクトのレベルアップを推進し、省の経済・社会全体の質の高い発展を促進して

いる。

農業資源に恵まれ、生態環境も良好で、工業基盤は堅実であり、科学・教育の実力も有し、産業発展要素を



5月8日、日中経済協会との懇談会での王文涛省長（左）と宗岡会長（右）

十分に供給できる。開放をサポートするシステムの整備が進み、投資へのサービスレベルとビジネス環境は向上し続けている。省全体の未開発な利用可能地は豊富である。電力が充分に供給されているため、電力不足による停電や電気使用制限といった問題は生じない。省の年平均水資源量は810億立方メートル、1人当たり2160立方メートルであり、生活用・工業用水どちらも充足している。

省の高速道路は総延長4500キロ以上である。ハルビンを中心とした高速鉄道で2時間以内の経済圏が形成されつつある。省内の現空港数は13カ所だが、ハルビン空港を国際航空ハブにする構想を打ち出しているほか、「13・5計画」期間中に一般空港を新たに15カ所建設する予定である。省内には国家第一類ハブ拠点

は25カ所あるが、そのうちロシアと接するのは15カ所。省内には各種開発区・園区が109カ所あり、そのうち国家級開発区は16カ所。ハルビン、綏芬河という2つの国家級総合保税區があり、黒河、牡丹江という2つのB型物流保税園区がある。また、黒河、綏芬河という2つの国家級辺境経済合作区を建設する。

省は透明かつ高効率な行政サービス環境、公平かつ公正な法治環境等の構築に力を入れている。省政府には企業相談センター、市県にはワンストップ型行政審査サービスセンターを設立し、企業審査において「足を運ぶのは最大1回まで」の実現を目指す。

日本はハイテク産業、現代サービス業、食品加工業、観光業や科学技術・研究開発能力等の分野において世界をリードしており、省の資源的条件、経済構造および発展レベル等と強い補完性を持つており、協力強化は必ずや双方にさらなる発展をもたらすだろう。以下の分野で日本との協力を望んでいる。

（一）現代農畜産業および有機食品分野での協力拡大

黒龍江省は中国の農業大省であり、世界三大黒土帯の一つであり、その



黒土面積は全国黒土面積の67%を占める。耕地面積は中国国内トップの1400万ヘクタールである。また、

中国の有機食品および無公害農産物の生産基地であり、寒冷地黒土の有機物・微量元素含有量ともに国内首位。高水準生態農耕地は307万ヘクタールを超え、有機食品農耕地として認証された面積は40万ヘクタールに達しており、中国で最初に条例で遺伝子組み換え作物の栽培を禁止した省である。乳業の発展と高級牛肉産業は中国でもトップである。高品質なコメの主要生産地であり、方正、五常、響水、慶安、泰来等のブランド米は国内外問わず人気がある。日本側とは、食糧・食品の高度加工、有機食品の加工・販売、農業機械の研究・生産、ハイエンド畜産品とイネの栽培加工等の分野で協力を進めたい。

## (2) 観光産業分野での協力拡大

黒龍江省の自然は風光明媚で、四季がはっきりしており、豊かな森林、広大な湿原、多くの河川や湖があり、エコツアー資源が豊富である。冬の降雪期は4カ月以上にわたるため、水と雪による観光資源にとりわけ恵まれている。夏は涼しく過ごしやすく、避暑やレジャー、観光には大き

なポテンシャルがある。

## (3) 健康・高齢者福祉分野での協力拡大

黒龍江省は中国の重要な生態機能区であり、省面積の60%以上を占める天然の森林、湿原、湖沼・河川から発生する大量のマイナスイオンは、高齢者の健康に非常に有益である。また、全省の8000以上の医療機関と19万人以上の医療関連技術者および千人当たりでは全国平均水準よりも多い医師・看護士たちが、高齢者福祉産業の発展に必要な医療・介護システムを支えている。現在、黒龍江省の高齢者人口は600万人以上にのぼり、推計によると省全体の健康・高齢者福祉市場ニーズ規模は毎年120億元である。日本の健康・高齢者福祉産業での経験と省の良好な産業のエコシステムが互いに結合し、高齢者向け施設プロジェクトへの投資、健康・高齢者福祉製品の開発、コミュニティや在宅介護における実際の経営、渡り鳥式介護のインタラクティブサービス、高齢者福祉情報技術の普及・応用、人材育成・訓練等分野での協力強化を期待したい。

## (4) ロボット等のハイエンド設備分野での協力拡大

黒龍江省は、ロボット産業、スマート製造設備、ハイエンド溶接産業、レーザー通信産業と情報産業等の分野で大きな発展ポテンシャルを持っている。17年の年報を提出した黒龍江省進出の日系企業は60社で、その内50%の企業が製造業に属しているが、ハイエンド製造業での協力はまだ5%未満であることから、双方の本分野での協力の余地は大きい。

## (5) 全方位での経済協力拡大

黒龍江省は、中国が提唱する「二帯一路」構想において重要な役割を担い、「中国・モンゴル・ロシア経済回廊」の重要な結節点となる省である。辺境開発開放試験区やユーラシア・アジア物流ハブ地区の建設に力を入れるのは、重点ハブ拠点やロシア極東の主要港と我が国東北地方の幹線鉄道をベースにし、日本、韓国等の北東アジアの国・地域をつなぐ陸海運結輪送大通路を形成するためである。黒龍江地域は広大であり、近年は物流業が迅速に発展しており、大きなポテンシャルを秘めている。

省の人口は3800万人以上であり、消費市場としてのポテンシャルも大きい。高品質な食品に対する住民のニーズは高まっており、特に日本の食品は歓迎されている。今年3

月、北海道と黒龍江省商務庁、ハルビン松雷集団は、ハルビンで「你好！COL北海道」物産展を共同主催したが、その際に北海道が持参した地方特産品は、多くの市民から人気を博した。

今年是中国の改革开放40周年であり、5月、王文涛省長<sup>注1</sup>率いる代表団の日本訪問は、我が省と日本の経済協力拡大に向けて新たなページを開いた。我々は中日のWin-Win協力関係の質をアップグレードさせる新たなチャンスを捉え、「経済によつて政治を促す」、「民を以て官を促す」というやり方を継続し、双方の経済交流を強化し、実務的協力を拡大・深化させ、各レベルにおける交流・協力メカニズムを確立し、我が省と日本の双方向の貿易・投資水準を顕著に向上させていきたい。

中日双方が協力を通じて実り多い成果を上げ、Win-Win関係と友好協力の新たな一章を共同で創作できることを期待している。

(翻訳：日中経済協会)



注1…王文涛省長は、5月の来日時は代理省長。その後、5月15日の黒龍江省第13期人民代表大會第2回會議で省長に選任された。

三菱 UFJ 銀行 国際業務部 調査役  
久保満利子

表1 「銀発 [2018] 3号」通知の概要

<新規規定>		<旧規定>
<b>【域外投資家の人民元建て直接投資の利便化】</b>		
①	人民元事前関連費用専用口座：域外投資家が域内で複数の外商投資企業・プロジェクトを設立する場合、それぞれ「人民元事前関連費用専用口座」の開設が可能	1口座のみ開設可能
②	人民元資本金専用口座：外商投資企業は遠隔地における人民元資本金専用口座の開設が可能。複数口座の開設も可能。同一名義の人民元資本金専用口座間での資金振替が可能	外商投資企業の登録地で1口座のみ開設可能
③	企業情報登記：外商投資企業の企業情報登記は企業登録地の銀行が人民元クロスボーダー収支情報管理システムで行い、登録地の人民銀行分支機構が事後管理	外商投資企業が事前に人民銀行分支機構に登記申請
④	人民元資本金・対外借入金：外商投資企業の人民元建て資本金・対外借入金を給料、出張旅費、小口仕入れ等の支払に充てる場合、銀行は業務展開3原則（「顧客の理解」「業務の理解」「職責を果たす審査」）のもと、企業の支払指図書に基づき直接取り扱う	人民元資本金専用口座と人民元域外借入専用口座から同一名義の人民元一般口座への送金項目は給料、出張旅費、小口仕入れ等に限定
⑤	人民元保証金：域外企業が人民元で域内企業の国有財産権取引に参加し、取引が成立した場合、人民元保証金を専用口座に入金することが可能であることを明確化	
<b>【域外人民元建て調達資金の域内利用の利便化】</b>		
①	域内投資家が域外で人民元建て債券・株式発行により調達した資金は、実需に基づき域内で使用可能であることを明確化	
<b>【個人のクロスボーダー人民元決済】</b>		
①	銀行は業務展開3原則のもと、個人のその他経常項目（利子、配当等）のクロスボーダー人民元決済の取り扱いが可能	貨物、サービス貿易に限定

(出所) 中国人民銀行の発表に基づき三菱 UFJ 銀行が作成

元建の場合、為替リスクがない為、外貨建に比べて残高の費消を抑えることができます。また、今年1月の中国人民銀行の措置により、前述の資本金と同様に人民元建対外借入の利便性が向上しました。

<中国子会社からの配当・子親ローン (対外貸出) >

日本企業の中には、中国域内での長年の経営を通じて中国子会社で多額の余剰資金を有する先も少なくなく、中国現法からの資金還流手段として人民元建の配当や子親ローン (対外貸出) を検討する企業が増えています。

配当は累損を一掃し法定基金の積み立てを行っていることを条件に未配当利益の範囲内で可能であり、過年度の未処分利益の配当も対象となります。

一方、子親ローンは子会社の配当可能利益の有無に関係なく、所有者権益 (純資産) の30%が上限とされ、限度額は外貨建対外貸出と合算で外貨管理局が管理します。将来的に域内での再投資計画がある中国子会社は、子親ローンを選択することで余剰資金の機動的な運用が可能となります。

なお、対外送金については、16年以降、人民元安が進行した局面で資本流出規制が強化されたように、今後も人民元為替相場の動向によっては、口頭指導を含む規制強化が行われる可能性がある点に留意が必要です。

<クロスボーダー・プーリング>

日系企業の中国域内事業の拡大に伴い、クロスボーダー・プーリングを人民元建で行う企業が増加しています。クロスボーダー・プーリングは企業グループが域内外で資金を融通するグループファイナンススキームで、中国域内全体で資金不足の場合は域外関連会社よりタイムリーかつ低金利での資金調達、域内全体で資金余剰の場合は域外関連会社に対し効率的に必

要資金の配分が可能となり、域内外の企業グループ内資金のトータルマネジメントが可能となります。

現状、クロスボーダー人民元建プーリングには、幹事企業を上海自由貿易試験区に置く自貿区版と区外に置く全国版とがあり、自貿区版では人民銀行宛の申請が不要とされ、クロスボーダー資金移動の限度枠規制もなく、全国版より機動性が高いスキームとなっています。

5. クロスボーダー人民元決済の今後の展望

中国人民銀行はこれまで人民元の国際化に向けて、クロスボーダー人民元決済の解禁に始まり、2国間通貨スワップ協定の締結、クリアリング・バンク (清算銀行) の指定、RQFII (人民元適格外国機関投資家) 制度の整備拡充など多岐にわたって取り組んで来ました。

しかしながら、クロスボーダー人民元の決済量は15年をピークに減少するなか、中国人民銀行は今年1月に人民元決済の利便性向上のための規制緩和を発表し、先般開催されたクロスボーダー人民元に関する会議でも、引き続きクロスボーダー人民元に係る政策の最適化を進め、クロスボーダー人民元の利用拡大に向けて具体的な措置を取っていく方針を示しています。

SWIFT (国際銀行間通信協会) はクロスボーダー人民元決済の発展状況をまとめたレポートの中で、人民元の国際化において人民元のオフショア・クリアリング・バンクの存在が大きいと、今年2月に米銀がクリアリング・バンクの指定を受けたことで、今後米国の人民元国際化に果たす役割が大きくなると指摘しています。

今年5月の日中首脳会談では、「東京におけるクリアリング・バンクの設置」で合意に至りました。オフショア・クリアリング・バンクの設置は、域外における人民元の流動性、人民元決済の利便性の向上に資するものとして歓迎されます。

また、同会議ではこのほかに日本に対するRQFII枠の付与、円=元通貨スワップ協定締結の早期実現等の金融協力についても合意が実現しており、こうした人民元決済を巡るインフラ整備の進展とともに、今後日本においてもクロスボーダー人民元決済の活発化が期待されます。



# 中国ビジネス Q&A

## クロスボーダー人民元決済の進展

**Q** 年初に中国人民銀行からクロスボーダー人民元決済促進に関する通達が発表されましたが、解禁から9年が経つクロスボーダー人民元決済の最近の利用状況と今後の展望について教えてください。

### A 1. クロスボーダー人民元決済の利用状況

クロスボーダー人民元決済は、2009年7月に一部の地域・企業に限定した貨物貿易決済について試験的に解禁され、11年には資本取引についても正式に解禁、14年には上海自由貿易試験区におけるクロスボーダー人民元プーリングの解禁等、段階的な規制緩和を背景に順調に拡大を続けてきました。

しかしながら、その後中国経済の減速、人民元安に伴う資本流出に対する規制強化等を受け、クロスボーダー人民元決済額は15年をピークに減少傾向にあります(図1)。

こうした中、18年1月、中国人民銀行はクロスボーダー人民元決済のさらなる利便化促進の為の措置を発表しました。

### 2. クロスボーダー人民元決済でできること

企業のクロスボーダー人民元決済の範囲には、経常取引では貨物貿易のほか、サービス貿易(コミッション、ロイヤリティ、業務委託費、駐在員事務所経費等)、その他経常取引(配当、利息等)、資本取引では直接投資(出資、増資、对外投资)、貸付(親子ローン、子親ローン等)まで含まれます(図2)。

### 3. 18年1月のクロスボーダー人民元決済利便化措置

中国人民銀行は、18年1月5日付で「人民元クロスボーダー業務政策を改善し、貿易投資利便化を促進することについての通知」(銀発[2018]3号)を公布・実施しました。

通知ではクロスボーダー人民元決済の利用を支援し、外貨決済が可能なクロスボーダー取引については人民元決済も可能であることを明確にし、改めてクロスボーダー人民元決済を推進する政府の方針を示しました。

通知の主な内容は表1の通りです。

### 4. クロスボーダー人民元決済の活用例と留意点

クロスボーダー人民元決済では、日本本社・中国子会社間の経常取引、資本取引の決済通貨を米ドルや日本円から人民元建

に変更し、為替リスクヘッジを本社に集中することにより、中国子会社は財務管理負担が軽減されて本業に専念することが可能となり、グループ全体の業務効率化、コスト削減につながります。

また、中国子会社に蓄積された利益を人民元建の配当や子親ローンにより日本本社へ還流したり、中国に統括機能を有する拠点を設け、人民元建のクロスボーダー・プーリングを行うことで、グループ全体の資金効率化を図ることも可能となります。

以下では、最近の日系企業の事例に見るクロスボーダー人民元決済の活用とその留意点をご紹介します。

#### <資本金送金>

人民元資本金口座は、外貨資本金口座と異なり、従来、開設地は企業所在地、口座数は1口座に限定されていましたが、今年1月のクロスボーダー人民元決済利便化措置により、企業所在地以外の遠隔地での開設や複数口座の開設が可能となり、利便性が高まりました。

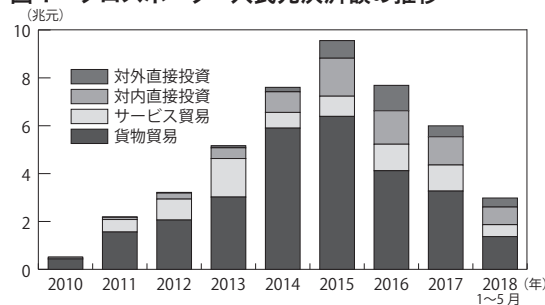
#### <対外借入>

中国子会社では、製造部門の現地調達増加、中国域内市場向け販売の増加に伴う人民元での資金需要の増加に対し、日本本社からの人民元建親子ローンによる資金調達ニーズが高まっています。中国子会社は親子ローンにより相対的に低利な資金調達を実現し、さらに人民元建とすることで中国子会社の為替リスクを排除することができます。

対外借入は外債枠の範囲内で可能ですが、外債枠管理には「投注差」方式と「マクロブレードンス」方式があり、外商投資企業はいずれか選択が可能です。「投注差」方式の外債枠は「投資総額-登録資本金」で、残高は短期・中長期ともに外債発生額ベースで管理(返済後も残高は残る)、「マクロブレードンス」方式の外債枠は「純資産の2倍」で、残高は外債の期間、通貨のリスクの度合いに応じて計算され、短期・中長期ともに外債残高ベースで管理(返済後は残高はゼロに戻る)されます。いずれの方式も人民元建と外貨建の外債を合算して枠内に収める必要があります。

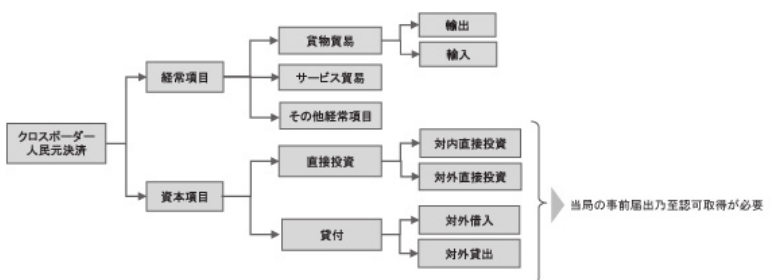
なお、「マクロブレードンス」方式における外債残高は、人民

図1 クロスボーダー人民元決済額の推移



(出所) 中国人民銀行等の公表データに基づき三菱UFJ銀行作成

図2 クロスボーダー人民元決済でできること



(出所) 中国人民銀行の資料に基づき三菱UFJ銀行作成

# 情報クリップ

2018年6月

## ■ 5/29 ~ 6/5 第22回《走近日企・感受日本》中国大学生訪日団来訪

王占起・中国日本友好協会副秘書長を団長とする訪日団が来訪。一行は、清華大学、中国人民大学、対外経済貿易大学、北京語言大学、首都医科大学、外交学院の6大学からの学生29人に引率教師・事務局を加えて、総勢33人。滞在中は、企業視察および大学交流として、京セラ、京都大学、テルモメディカルプラネックス、凸版印刷博物館、住友商事、三井住友銀行、早稲田大学を訪問し、ソフト文化視察として、京都嵐山の周恩来総理記念詩碑、高台寺、箱根湯本温泉、日比谷松本楼を訪れ、週末は、日本人家庭で1泊2日のホームステイを行った。4日は中国大使館を表敬し、律桂軍公使参事官の講話を伺った。5日は歓送会が開催され、伊澤理事長ほか参加した。



中国大使館玄関前で記念撮影

## ■ 6/13 賛助会員セミナー「米中貿易摩擦と日本の対応」開催

当協会賛助会員を対象に、最近の米中貿易摩擦による日本の対中ビジネスへの影響やその対応策に関する情報提供を目的として、セミナーを開催した。

講師は日本放送協会(NHK)解説委員室神子田章博解説主幹、テーマは「米中貿易摩擦の行方を展望する」。

## ■ 6/19「日中第三国市場協力フォーラム」説明会を開催

今年5月に李克強國務院総理が訪日した際に、日中で立ち上げに合意した「日中第三国市場協力フォーラム」に関する説明会を開催した。本フォーラムは、第三国における日中民間経済協力案件を念頭に、両国企業間の交流を一層推進するための枠組み。外務省アジア大洋州局石川浩司審議官、経済産業省貿易経済協力局石川正樹局長より説明が行われ、企業・関係団体、関係省庁・関係機関などから約100人が出席した。

## ■ 6/21 賛助会員セミナー「北京市の情報化政策」開催

6月20日から24日まで、王剛・北京市経済信息化委员会主任一行計6人が、日本との経済協力、情報化産業における協力関係構築を目的に来日した。この機会に王主任を講師に迎え、「北京市の情報化政策」をテーマに賛助会員セミナーを開催した。

## ■ 6/26 2018年度「日中経済交流検討会議」第1回会議を開催

今年度第1回「日中経済交流検討会議」を開催した。(有)津上工作室の津上俊哉代表取締役社長を講師にお招きし、「2期目の習近平体制とこれからの世界経済」をテーマに、政治的にも日中関係が改善している中で、両国企業による新たな産業協力の方向性と課題、その課題への対応策などについて、マクロ・ミクロ双方の観点から講演いただき、その後参加企業との間で協会事業について意見交換・質疑応答を行った。

## JCNDA NEWS

2018年6月の日中東北開発協会の活動から

### ■ 6/11 吉林省国際貿易促進委員会・孫副会長来会

孫仕政・吉林省国際貿易促進委員会副会長一行4人が来会し、9月14日から16日まで長春市の長春国際会議展示センターで開催される「北東アジア中国漢方薬および健康養生産業博覧会」を紹介するとともに、今後の協力等について意見交換した。

### ■ 6/15 NPO法人北東アジア輸送回廊ネットワーク第7回OOA研究会に参加

NPO法人北東アジア輸送回廊ネットワークの第7回中国主宰のユーラシア開発構想研究会(略称 OOA 研究会)が都内で開催され、当協会も参加した。席上、「AIIBの動向」についての報告および意見交換等が行われた。

### ■ 6/20 瀋陽市経済信息化委員会・李副主任来会

李越力・瀋陽市経済信息化委員会副主任一行5人が来会し、6月27日から29日まで瀋陽市で開催される「第10回 APEC 中小企業技術交流・展示会」を紹介するとともに、今後の協力等について意見交換した。

### ■ 6/20 ~ 23 「2018年日中経済協力会議—於北海道」第1回事前準備会議を実施

掲題会議が遼寧省瀋陽市内で開催され、当協会杉田理事長ほか、中国東北4省区の関係者と協議した。席上、「2018年日中経済協力会議—於北海道」の日程、プログラム、準備作業等について意見交換した。

J+C

ECONOMIC JOURNAL

2018年9月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

## 中国経済の中長期展望

### —重要課題分析

## 日中経協ジャーナル

2018年8月号(通巻第295号)平成30年7月25日発行

発行人 高見澤学 今村健二

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒102-0071 東京都千代田区富士見1-1-8 千代田富士見ビル2階

TEL. 03-5226-7351 FAX. 03-5226-7221

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2018

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

\*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 本体800円+税(送料共) ISBN: 978-4-88880-261-1 C2033

### 編集後記

中国からのインバウンドの増加によって、町を歩いていると中国語の会話があちこちから聞こえ、家族で旅行を楽しんでいる姿をよく見かけるようになりました。中国の若い世代や子供たちが、好感を抱いてくれる日本であり続けられるなら、とても素敵だと思います。日中関係について、李克強総理は再出港させようと語り、安倍総理は協調の段階に入ったと述べました。日中間の交流が多様化し、密度が高まり、相互補完とイノベーションによって未来が切り拓かれるという、まだ見ぬ新時代への期待がふくらんできます。(今村)

### \*購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション

東京官書普及株式会社 通信販売課

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申し込みになれます。

URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>



変化する中国経済を基本から理解するための図表を中心としたデータ集

# 中国経済 データハンドブック

## China Economic Data Handbook 2017年版

対中ビジネス企画の必需品

1992年発刊以来、対中ビジネスを担う日本企業の戦略スタッフの必携書という評価をいただいています。17年版は各項目とも最新のデータを追加。組織人事のページも第19回党大会の結果を反映しました。

A4判176ページ・本文2色刷・一般財団法人日中経済協会 2017年11月7日発行  
定価 本体4,000円(税別) / 会員価格 本体3,000円(税別)

ISBN978-4-88880-250-5

### 〈主な内容〉

- I 概況 政治・経済基本データ一覧、一級行政区概況、人口、主要都市の月別平均気温と年間降水量、祝祭日とその他の記念日
- II 政治体制 政治機構図、中央組織人事、国務院組織人事、共産党の党大会及び中央委員会全体会議の開催状況、全国人民代表大会の開催状況、国家指導者及び対外経済関係部門指導者の略歴、地方人事、主要経済関連政府機関組織人事
- III 2016年の経済
- IV 2017年の経済
- V 第13次五カ年計画他 第13次五カ年計画の概要・主要指標・主要重点項目、改革の全面深化の決定(概要)、依法治国の全面推進の決定(概要)、中国製造2025(概要)
- VI 国内経済 国内総生産と国内総支出、中国の経済成長とトピッ

- クス、日本・中国・米国の主要指標比較、農業・工業・商業、中国の企業、エネルギー、運輸・通信、固定資産投資、労働・賃金、物価、財政・金融、省エネルギー・環境保護、高齢化対応
- VII 地域経済 省・直轄市・自治区経済データ、主要都市経済データ、東・中・西・東北地区経済指標比較、投資誘致地区の種類と概要、各種開発区、税関特殊監督管理区域名称一覧、新型都市化
- VIII 対外経済 貿易、投資、国際収支
- IX 日中経済 貿易、直接投資、日本の対中経済協力、日中長期貿易取決め(LT)契約状況、邦銀の中国支店・現地法人、在留邦人数
- X 法制度 中国の法令類、中国の主要法令一覧
- XI 巻末 日中政府間協定等、日中基本四文書等、中国関係大事記、在日本中国経済関係機関連絡先など



日中経協ならではの  
信頼のデータ集  
全国の書店にて  
好評発売中!

●ご購入は下記にお申し込みください。  
**東京官書普及株式会社 通信販売課**  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2  
Tel.03-3292-3701 Fax.03-3292-1670  
下記ホームページからお申し込みになります。  
URL <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

●最寄りの書店、政府刊行物東京サービス・ステーションでもご購入できます。

●海外から注文し、日本での決済をご希望の方は下記にお申し込みください。

**株式会社 OCS 購読管理課**  
Tel.(03)5476-8131  
Fax.(03)3453-8192

●中国でのご購入は下記書店に直接お問い合わせください。

**中国日本書籍センター**  
上海市武定路555号  
Tel/Fax(021)6267-9807  
**中国国貨書店**  
上海市延安西路2201号国際貿易中心  
Tel/Fax(021)5257-0578

**中国匯豊書店**  
上海市浦东新区陸家嘴環路1000号匯豊大厦2階  
Tel/Fax(021)6841-4865  
**中国美濃書店**  
上海市古北新区栄華東道126号下座1樓  
Tel/Fax(021)3223-0243

※賛助会員は会員価格でお求めになりますので日中経済協会総務部までご連絡ください。Tel.03-5226-7351 Fax.03-5226-7221



# ようこそ。 美しいスマートシティ「天津」へ。

Beautiful Smart City, Tianjin

## 中国経済の新たな中核として 期待が高まる天津濱海新区とTEDA

「京津冀(北京市・天津市・河北省)協同発展戦略」により今、  
TEDAはさらなる発展と充実が期待されています。

TEDA:天津経済技術開発区  
(Tianjin Economic-Technological Development Area の英字略称です)



天津経済技術開発区 日本事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-7 アトム麹町タワー 4階  
Tel. 03-3221-8298 E-mail: hanyur@tedajp.com / doyamasi@tedajp.com

一般財団法人 日中経済協会  
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION